

## 令和元年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和元年6月13日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君		

令和元年第2回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和元年6月13日(木)

午前10時00分 開議

会 期 令和元年6月11日～6月13日(2日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(9名)  1 宮野 亨議員 2 澤本 幹男議員 3 高橋 邦男議員 4 原島 幸次議員 5 木村 圭議員 6 石田 芳英議員 7 小峰 陽一議員 8 清水 明議員 9 大澤由香里議員	—
3	陳情 1号	奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書	不採択
4	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
5	—	議員派遣について	決定
6	—	町長あいさつ	—

(午後3時10分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 一般質問を行います。通告のありました議員は 9 名であります。これより通告順に行います。

初めに、7 番、宮野亨議員。

〔7 番 宮野 亨君 登壇〕

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

小型無人機ドローンで高齢ハンターの負担軽減へ。

シカやイノシシなどの鳥獣による農作物への食害が深刻化している一方で、ハンターの高齢化や担い手の減少が進んでいます。NHKでイノシシの生態と問題について放送していました。昔はニホンオオカミがイノシシ等の天敵として生存していましたが、ニホンオオカミを害獣としてみなし、絶滅させてしまった明治以降、生態系のバランスが崩れてしまいました。

イノシシが里山から町へ出てくるのは、農業人口の減少、都市への人口集中が原因の一つです。本来イノシシは、ミミズや土壌の生物を食べ、木の根っこや草の根などで体の大きくなる生き物です。それが一度人間のつくる栄養価の高い野菜や生ごみなどに含まれる高カロリーな食べ物を口にしてしまうとやめられなくなってしまうのです。

また、イノシシは人間から食料を奪っても攻撃してこない生き物だということを学びます。専門家によると、イノシシは本来密集して生活することを嫌う生き物なので、里山で数が増加すると山村へ出てきてしまいます。

国の対策として、2023 年までに半減させることを打ち出していますが、ここでハンターの高齢化が問題となってきます。ある記事に同じくハンターの高齢化・担い手不足に悩む町のことが書かれていました。少子高齢化やハンターの減少に伴って拡大する食害対策として考えたのが、ハンターらを最新技術で援護する方法でした。その町では最新技術の小型無人機ドローンを町の関係者が携帯の端末を使い操作をしているのです。画面には山を隔てて 900 メートル以上離れた猟犬の居場所を映し出しています。猟犬に装着した発信機の電波は、通常障害物が多い山中などでは検知できません。しかし、上空に飛ばした小

型無人機ドローンに中継をさせ位置情報を得ていました。町の担当者は、「高齢者にとって山に入って猟犬を探すという大きな労力の軽減につながる」と手応えを感じていると言います。

駆除は高齢ハンターに依頼せざるを得ない状況です。ハンターの負担軽減により、猟の効率化につながるITを活用していく必要があると考えます。町からの助成を考えていただけないでしょうか。町のご所見を伺います。

2点目です。運転免許証返納者等を含む買い物弱者対策を。

平成25年6月の定例会一般質問で、交通弱者・買い物難民対策について質問をさせていただきました。路線バスやタクシー、外出支援サービスの一層の充実を図るべく、今後もしろいろな角度から前向きに検討を行っていくとの答弁を伺い、その後、6年の間にいろいろな形の施策が行われました。元号が変わるタイミングで各商店、診療所などの閉店、閉所、さらに高齢者の運転免許証返納などの理由で買い物弱者が今後ますます増えます。

そこで、町民の方から要望的アドバイスを受けました。買い物に出かけられることでストレス発散につながり、認知症予防になると言っておられました。緊急に対策しなければならない問題だと思えます。

そこで、町にある外出支援サービス車両を利用できないでしょうか。土日祝日は病院が休診日です。ワゴン車2台が稼働していないのであれば、1カ月に2度ほど最短距離の近隣商店まで午前中と午後、2台で4便、運転手はボランティア2名から4名を配置し、細かい調整等が必要となりますが、これは急を要する問題としてとらえていただき、試験的に特別ショッピングワゴンとして走らせていただきたいと思えます。町の見解をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、宮野亨議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、小型無人機ドローンで高齢ハンターの負担軽減についてであります。現在、野生鳥獣による農作物や森林などへの被害は全国的に拡大をしているのはお話のとおりでございます。平成29年度における全国の被害額は、農林水産省の発表によりますと、農作物が164億円で、その内訳は、シカによるもの55億円、イノシシによるもの48億円、サルによるもの9億円、その他、クマ、ハクビシン、アライグマなど52億円となっております。また、森林についての被害は発表されておりませんが、林野庁の発表によりますと、森林の被害面積は6,400ヘクタールで、うちシカによる被害は4,700ヘクタールと全

体の4分の3を占めており、深刻な状況となっております。

一方で、全国における狩猟免許所持者数については、環境省の発表によりますと、平成28年度は20万人となっており、そのうち60歳以上については12万5,000人、全体の62.5%を占めている状況であります。

また、平成31年4月1日現在の東京都猟友会奥多摩支部の会員の状況は、会員数32名、男性30名、女性2名で、町内在住の会員は12名、町外在住の会員は20名となっております。年齢構成では20代が1名、30代が1名、40代が7名、50代が6名、60代が6名、70代が10名、80代が1名となっており、60歳以上の会員は17名で、全体の53.1%を占めております。

このような中、町では平成25年3月に有害鳥獣捕獲に関する業務に従事する者を確保するため、奥多摩町有害鳥獣捕獲隊員の狩猟免許等取得費用に関する補助金交付要綱を制定し、狩猟免許等を取得する際にかかる費用の一部を補助する制度を開始いたしました。その結果、平成26年度に40代の方が1名、平成27年度には50代の方が1名、平成29年度には40代の方が1名、平成30年度には20代の方と40代の方がそれぞれ1名ずつこの制度を活用し、合計5名の方が狩猟免許を取得し、奥多摩猟友会で活動をしていただいております。

さて、ご質問の小型無人機ドローンで高齢ハンターの負担軽減についてであります。議員のご質問にありました取り組みは、徳島県が県独自に実施する徳島版地方創生特区において、徳島県版ドローン特区に指定され、ドローンを活用した地域おこしに町ぐるみで取り組み、日本一ドローンが飛ぶ町を目指している徳島県那賀町の実証実験を新聞記事として取り上げたものと思われ。この実証実験は、発信機の電波を検知しづらい山中において、猟犬に発信機を装着し、鳥獣を追う猟犬を上空に飛ばした小型無人機ドローンを使い、位置情報を中継し、追跡・検知するものであります。

この取り組みについて徳島県那賀町の担当者へ確認したところ、このほかにも木材運搬用のワイヤーロープを高所に架ける実証実験や、高齢者対策としてプログラミングしたドローンを使って牛乳やパンなどを輸送させる実証実験のほか、防災訓練、橋梁点検、土砂災害調査など複数の実証実験を行ったうちの一つであり、実証実験の結果、運用方法や費用対効果などの検討を行い、現時点においては実用に至っていないとのことでございます。

町では平成28年5月から国立情報学研究所、通称N I Iとドローンの共同研究プロジェクトを進めており、今年度の研究目標は、人間行動ロケータのテストとしております。これはディープラーニングと言われるドローンの深層学習やライブ監視システムを用いて

複数の人物の検出とそれぞれの人物が何をしているのか、例えば、歩く、本を読む、立っている等行動を認識する実証実験を行っております。

現状では人間のみを対象として実験を重ねておりますが、今後は野生動物等への応用についても研究が進められるということでございます。このためドローンによる獣害対策につきましては、国立情報学研究所、通称N I Iとの共同により、今後より正確な人工知能によるドローンを研究、開発し、効果的に、また総合的に獣害対策ができるよう努めてまいりたいと考えておりますし、このことで奥多摩猟友会の隊員の負担軽減にも努めてまいりたいと考えております。

今申し上げましたように、ドローンについては、私どもも全く考えが同じでございまして、いろんな利活用をしていきたいということで当初始めました。その時点ではドローンそのものをすぐ使えるという認識だったんですけども、ドローンそのものを使うには、今申し上げましたように、特区をとるという問題、あるいはドローンそのものがまだそれまでのいろんなPRをされているようなことを実際にできないということがありまして、今、国立情報学研究所、あるいは東京都と連携をしながら、基礎的な部分の研究をして、町としては災害の問題、獣害の問題、あるいは孤立化したところの医療や食料の問題等含めてドローンを活用していきたいということで実証実験をしておりますので、この問題については、どうも今、私自身が考えるには、もう少しいろんな問題ができないと解決できない問題がいっぱいあるなということでございます。

そういう点では一般的な報道等が前向きに進んでおりますけれども、特区の問題、あるいは電波の問題、あるいはドローンの電池の問題、あるいはそれを運ぶ重量の問題等含めて、まだまだ解決する問題がたくさんあるという認識で、このドローンの実証実験については今後も引き続き実施してまいりたいというふうに思っております。

次に、運転免許証返納者等を含む買い物弱者対策についてであります。運転免許証返納者数等につきましては公表されていませんが、警察庁交通局運転免許課の運転免許統計からの推計によりますと、平成 30 年中の申請による運転免許の取り消し件数は 42 万 1,190 人、そのうち 65 歳以上の高齢者が 40 万 6,517 人であり、申請による免許の取り消し件数の実に 96.5%を占めております。また、前年の平成 29 年の 65 歳以上の取り消し件数は 40 万 4,817 人でありましたので、少しずつではあります。高齢者の返納数が増えているのではないかと推察されます。

西多摩地域の各市町村が平成 27 年度に策定した人口ビジョンによれば、西多摩地域全体では緩やかに人口減少が進行しており、平成 27 年には高齢化率は 26.4%、令和 7 年に

は高齢化率が 30.6%となり、東京都全体より人口減少と高齢化がいち早く進行することが想定されております。

また、平成 29 年 3 月に東京都都市整備局で策定されました利用者の視点に立った東京の交通戦略推進会議の取りまとめにおいては、西多摩地域の市町村は高齢者の自動車運転の比率が高いと指摘されております。西多摩地域は山岳地帯が多く、公共交通が脆弱であることから、買い物や通院などで運転免許証を返納できない高齢者もおり、運転免許証の返納により買い物など外出が困難になり、生活が成り立たなくなるなどの課題もあります。

町では運転免許証の返納に関係なく、以前から高齢者の外出支援サービスを社会福祉協議会に委託し、町内の医療機関等への通院が困難な方を病院等まで無料で送迎するサービスを実施しており、平成 30 年度では 2,372 人が利用されており、医療機関での待ち時間を利用して買い物をしている方もおります。

そして、もう一つの外出支援サービスとして、平成 26 年 6 月から地域ささえあいボランティア事業を開始し、高齢者の日中の見守りや町外の医療機関や買い物の支援を行っております。この外出支援事業は、支援を必要とする方、協力できる方がそれぞれ利用会員、協力会員として登録していただき、それぞれの会員のニーズに応じて利用できるもので、社会福祉協議会に委託している町の事業であります。平成 30 年度の実績は、通院が 99 件、買い物 54 件、その他が 68 件の計 221 件であります。事業を開始した平成 26 年度の計 121 件に比較して、ほぼ 2 倍近く利用者が増加している状況でございます。

昨年 12 月には奥多摩お太助隊が発足しましたが、このお太助隊は、少子高齢化が進行する町にあって移動支援、生活支援、居場所づくり、買い物支援、移動販売などを検討しており、子どもから高齢者まで住みなれた町で最後まで助け合いながら安心して生活できる地域づくりを目指してスタートいたしました。

お太助隊の座長につきましては、濱野自治会連合会会長が就任され、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが事務局となり、発足したばかりのお太助隊ではありますが、今後は自治会や地域の垣根を越えての活躍が期待されているところであります。

また、民間機関における移動販売等についても町の高齢化率をかんがみ、生活協同組合や J A 西東京による移動販売、コープみらい東京による訪問販売なども行っております。

議員からは高齢者の外出支援サービスとして、特別ショッピングワゴン等のご提案もいただき、今後の参考にさせていただきたいと存じますが、今後も住民の高齢化が進行する町にあって、あらゆる観点から高齢者の外出支援を展開してまいりたいと考えております。

私自身が掲げております元気で長生きをして、だれも健康で住んでもらいたいというま

ちづくりを推進しておりますから、そういう意味では、ひとり暮らしの老人、あるいは高齢者の問題等につきましては、いろんな角度から今申し上げたような施策を組み合わせながら実行してまいりたいというふうに思っております。

また、特に最近では大きなニュースになっておりますけれども、後期高齢者といいますか、年齢の高い人が大きな事故を起こしております。そういう点では、町自身は車がないとなかなか移動できないという部分もございますので、そういうことを含めて真剣に考えながら、地域の皆さんが安全で安心して健康で長生きしていただくための施策を少しずつですけれども、いろんな組み合わせをしながら、社会福祉協議会、あるいは自治会連合会等々含めながら、住民皆さんのご協力をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

この問題というのは、特にボランティアといいますけれども、大勢の人たちが関心を持って、自分の町で起きていることに手をかそうと、そういう住民の人たちが多く出てきていただけることを期待しながら、新しい施策を実行してまいりたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 宮野亨議員、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（宮野 亨君） 再質問といいますか、お願いになっちゃうんですけど、特別ショッピングワゴンが1日に2回は無理でも月に1回午前中だけでも無料で走れちゃった場合には、夢のようなことだなと思いますんで、ぜひ前向きにお願いしたいのと、もう一つ、ドローンのほうについては、いろいろ問題等あるでしょうけども、いち早く実現に向けていただいて、努力していただいて日本の特別な東京の西の果てですけども、全国に見本となるようなことで早目に頑張っていただいて、現実化していただくことをお願いして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、7番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、3番、澤本幹男議員。

〔3番 澤本 幹男君 登壇〕

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

それでは、1点、梅沢橋の今後の計画についてお伺いをさせていただきます。

梅沢橋は、現在老朽化のため通行止めとなっております。以前は一部の観光客が柵を乗り越えて橋を渡ることがありましたが、現在は完全にふさがれており、川井キャンプ場に向かう際は奥多摩大橋を渡るようになりました。

町は毎年、東京都予算編成に対する要望や東京都環境局による自然公園関係予算要求に



係る連絡会において、丹縄以西を多摩川沿いを歩ける遊歩道となるように要望しています。ぜひとも実現させていただきたいと思いますが、観光立町を目指す奥多摩町として観光客向けの絶景のポイントである奥多摩大橋の近くにある梅沢橋の今後のあり方について取り壊しをするのか、修繕をするのか、どちらにしても多額の費用がかかります。また、若者定住化対策として梅沢地域も有効利用できる土地建物があれば、この橋を利用して川井駅に行くこともできるので、橋の改修は必要となります。今後、梅沢橋をどのようにする計画があるのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番、澤本幹男議員の梅沢橋の今後の計画についての一般質問にお答えを申し上げます。

梅沢橋は、多摩川を横断し、川井地区と梅沢地区を結ぶ町道神塚西平線にかかる橋梁で、昭和22年から昭和23年にかけて設置をされました橋長60.9メートル、幅員1.6メートルの吊り橋で、設置後は、昭和39年にワイヤーロープや鋼製桁の改修を行い、その後、橋梁全体の塗装の塗り替えや補修、床板の交換・修繕などを行いながら町が管理している橋梁であります。

梅沢橋は、多摩川を横断する地域住民の生活導線として長年にわたり利用されるとともに、JR川井駅対岸の川井キャンプ場へのアクセス導線として多くの観光客にも利用されてきた吊り橋でもあります。

平成23年9月に発生した台風12号の大雨の影響により、右岸側の橋台の下部で斜面崩壊が発生し、橋台を支持していた地盤が欠損し、橋台の自立が不安定で、安全に通行することができない状態であることを確認したため、利用者の安全確保及び事故防止の観点から吊り橋の両岸入り口部分を鋼板でふさぎ、現在は人の立ち入りを規制している状況でございます。

また、斜面崩壊の発生後は、現場において詳細な調査を行い、吊り橋の安全性や崩壊斜面を安定させる工法、橋台を補強する工法などについて検討を行った結果、安全を確保するためには崩壊斜面と橋台部分の補修、補強と合わせ、吊り橋本体の老朽化も著しいことから、その対策には多額の費用を要することが確認をされました。

また、吊り橋の解体撤去についても合わせて検討を行いました。解体撤去を行うにも多額の費用を要することから、国や都に補修費用や解体費用に対する支援を求めましたが、国や都においてはこれらに関する補助要綱がなく、町の昨今の厳しい財政状況から現在に

至っているという状況でございます。

現在の梅沢橋の状況につきましては、町職員による道路パトロールにおいて、吊り橋の状況変化や崩壊斜面の変状を監視するとともに、人の立ち入りについての監視を行い、管理者として安全の確保に努めているところであります。

また、地域住民の生活導線につきましては、平成5年に梅沢橋上流300メートルに奥多摩大橋が完成したことから、多摩川を横断する代替え機能が確保され、車両や人の通行が可能となり、地域住民、あるいは観光客の利便性の向上に大きく寄与しているところでございます。

議員からお話ございました梅沢橋に連結させる多摩川沿いの遊歩道につきましては、毎年度東京都予算編成に対する要望において、東京都が計画している秩父多摩甲斐国立公園の玄関口である青梅市吉野梅郷から奥多摩町氷川を結ぶ吉野氷川線遊歩道の早期実現を要望しておりますが、川井丹縄から多摩川左岸を上流に向かう遊歩道の整備ルート上に梅沢橋を位置づけることは、整備費用の面から困難であるというような現在の回答でございます。

こうした状況から、管理者である町としましては、引き続き、梅沢橋の状況を監視しながら安全の確保に努めてまいりますが、現時点においては小・中学校の修繕や町営釣場の建設、福祉施設の建設など、住民に身近な公共施設の整備が優先され、多額な予算が必要なこと、また、近い将来、防災拠点でもある役場庁舎の建設も必要なことから、梅沢橋につきましては、今後しばらく時間をいただき、予算の確保を図りながらどうしていくかということを検討してまいりたいと思っております。

今申し上げましたように、当時としては梅沢橋とお店をつなぐ住民の非常に重要な足でございまして、それをどう確保していくかということですが、上流に大きな橋がかかりましたので、それ以降、台風によって出た部分、費用対効果の問題等を含めて、今申し上げましたように、安全な管理をしながらこれから検討していきたいということでございます。

また、地主等の問題もございまして、渡った後の梅沢の上まで出る道が、地主さんの承諾は得られないで、その道を使うことが今現在ではかなわなくなっております。そういう点では、いろいろございますけれども、今後とも費用対効果等を含めてどのようにしていったらいいかということを引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 澤本幹男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。再質問はございません。今後

また台風等で両岸が危険なことになるかと思えます。ぜひ安全のパトロールをされているということで、引き続きよろしくお願いをしたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、3番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、8番、高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

では、今回2件質問させていただきます。

1件目なんですけども、町の新庁舎建設についてお伺いします。

現在の庁舎は、昭和59年に建設され35年が経過しようとしています。庁舎の耐震性不足や施設の老朽化などから、新庁舎の建設も遠い将来の話ではありません。町は既に建設基金の積み立てとともに検討委員会を立ち上げ、検討を始められています。ただ、財源の確保や建設用地の問題などもあり、まだまだ多くの時間を要することと思えます。

庁舎の役割は大きく、町民サービスの窓口、町政執務を執行する場であり、防災拠点という重要な役目もあります。いわば町を動かす中枢と言えます。

一方、庁舎は、利用者の利便性や維持管理の経済性を考えなければならないし、町民が気軽に集える拠りどころ的存在という面も必要であると思っています。しかしながら、建設予算や建設用地の問題もあり、すべてをクリアするのは容易なことではないと思えます。

そこで、新庁舎における町民の利便性・拠りどころ的存在ということを町はどのように考えていますか。町の考えをお聞かせください。

2件目です。町の旧小・中学校の木造校舎の活用、そして維持管理についてお伺いします。

旧小河内小・中学校は、小河内ダムの建設に伴い、昭和32年に建てられ、平成16年に氷川小学校、氷川中学校へ統合となり、閉校になりました。また、旧日原小学校においては同様に、氷川小学校への統合に伴い、平成6年に閉校されています。

現在、旧小河内小学校校舎は、体育館とともに奥多摩フィールドとしてテレビや映画の撮影場所、各種イベント、ドローンの飛行演習など多目的に利用できるスペースとして、中学校校舎は、小河内振興財団事務所として活用されています。また、旧日原小学校校舎は、診療所や美術館として活用されています。

この旧小河内小・中学校、旧日原小学校には、当時学んだ多くの子どもたちや住民皆さんの思い出、地域の文化・歴史がたくさん詰まっています。そして、木造校舎が次第に姿

を消しつつある現在、貴重な木造建築物の一つになっています。私は、この旧小河内小・中学校校舎と旧日原小学校校舎を有効に活用するとともに、小河内・日原地域の文化・歴史の詰まった建築物としてぜひ後世に残してほしいと思っています。

そこで、旧小河内小・中学校校舎、旧日原小学校校舎の活用と維持管理について、その現状と今後の方針をお聞かせください。

以上2件、よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

最初に、町の新庁舎建設についてであります。現在の庁舎は、昭和58年3月1日の工事請負契約の締結から2カ年の継続事業で整備が進められ、昭和59年3月28日を工期として6億4,000万円の建設事業費をかけ完成し、昭和59年5月7日から現庁舎での業務を開始をいたしました。

建設が始まる1年半前の昭和56年9月には第1回の庁舎建設委員会が開催され、同年10月に当時の川辺文夫町長から委員会に対し、新庁舎建設についての諮問がなされ、年が明けた昭和57年1月に木村量平委員長から答申がなされました。その内容につきましては、主として、当時奥多摩駅前にありました奥多摩工業株式会社の氷川事務所を増改築し、庁舎として利用することに委員全員の賛成を得たというものであります。それが現在の庁舎であります。また、建設に当たっては、町の財政事情を踏まえ、規模や建設時期の検討、住民の後年度負担への配慮、住民が利用しやすく、職員の働きやすい、また、バリアフリー化やコミュニティーセンターとしての機能を備えることなどが要望事項として示されました。

このように現在の庁舎は既存の建物を増改築したもので、庁舎の約半分、議場側の建物は昭和59年に増築されたもので、建設から35年が経ちます。奥多摩駅寄りの建物は昭和40年に竣工した既存建物を改築したもので、今年で54年目を迎えることとなります。庁舎の老朽化に伴う補修すべき部分も多くなってきている状況でございます。

こういった状況の中で、町では平成25年度に奥多摩駅寄りの庁舎について耐震診断委託を実施いたしました。その結果、構造耐震判定指標I<sub>s</sub>値の最小値は0.41でありました。このI<sub>s</sub>値でございますが、一般的には0.6以上が必要とされておりますが、防災拠点としての機能も有する庁舎の場合ですと0.75が目標値となっております。庁舎の構造は鉄筋コンクリート造りではありますが、全般的にコンクリートの強度が低くなっており、

中性化といわれるアルカリ状態を失っていき、酸性化に傾く状況が進んでおり、鉄筋の位置まで達しているところも見られるとの報告がなされております。現庁舎を継続使用するには耐力増強のため補強が必要であります。次のような問題点がございします。

1つとして、補強工事期間中は各部署とも引っ越しをする必要があり、補強工事概算費用は平成 25 年度当時で 6,000 万円程度と見込んでいますが、屋外防水や外壁改修、設備関係などは含まず、これらを算入しますと、実際には億単位の費用がかかるものと見込まれます。

2点目でありますが、仮設庁舎と土地の確保が必要となります。仮設庁舎概算費用は、プレハブ造り 2階建て、10 カ月のリースとした場合、1億 6,000 万円程度かかるものと見込まれますが、この中には借地料、設備費用等は含まれておりません。

3点目として、ブレース設置や補強壁により事務室に仕切りができるなど、執務や来庁者への支障が出るおそれがあります。

4点目として、コンクリートの寿命は中性化により決まるので、補強をしたからといって寿命が延びないということです。

5点目として、議場が含まれる北側の庁舎は、新建築基準法施行後の建物ではありますが、ブロック壁等の安全性は未確認で、南側庁舎を連結するエキスパンションの間隔は 75 ミリメートルであり、強い地震の際、ぶつかり合って壊れる懸念があるとのことです。

以上のことから、耐震診断における総合所見では補強ではなく、建て替えの選択肢もあるのではないかとの見解が示されました。

昨今、各地で自然災害が多発しておりますが、現庁舎では上記の問題点に加え、地域住民の安全・安心を確保するための防災拠点としての役割が十分に果たせない状況であるとの基本認識を持っており、町としましても新庁舎建設に向けて早急な対応を図ってまいりたいと考えております。

議員が申されるように、町では平成 26 年度末に庁舎建設基金条例を制定し、平成 27 年度から積み立てを開始し、平成 30 年度までの 4 カ年で 6 億円の庁舎建設基金を積み立てており、年 1 億円ずつとした積立計画を上回るペースで積み立てを現在行っているところでございます。ただし、今年度の予算では歳出規模の増に伴い、積立基金から多額の繰入金や都市町村総合交付金の増額計上により予算編成を行っていることなどから、当初予算の積立計上額は 5,000 万円であり、今年度末の最終見込みはこれまでと同じような積み立ては厳しいという見方をしております。

庁内の検討状況につきましては、平成 28 年 6 月に副町長を委員長として管理職で構成

する新庁舎建設庁内検討委員会の設置要綱を制定いたしました。平成 28 年度末にはその前段として、企画財政課、総務課及び地域整備課の課長及び所属職員による事務レベルの打ち合わせ会を行っており、以降、企画財政課においてさまざまな検討を行っているというのが現状でございます。

今年度からは役場処務規程において、新庁舎建設に関することを企画財政課の所掌事務として加え、明確に位置づけを行いました。

新庁舎の建設に関しましては、議員が申されるように財源の確保や建設用地の選定を含め、多くの課題もございますが、町議会議員の皆さんや地域住民の皆さん並びに関係機関のご理解とご協力をいただきながら、今後、慎重に進めてまいりたいと考えております。

一方で、先ほど申しましたように、庁舎の老朽化や耐用年数の状況にかんがみまして、多発している自然災害に対応するため、迅速な取り組みが必要であるというふうに考えております。

国におきましては、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建て替え事業等を推進するため、市町村役場機能緊急保全事業として交付税算入のある起債を予算化しておりますが、令和 2 年度末までの実施設計の着手が条件となっております。今後、新庁舎に関する建設事業費がどれくらいになるのか、現状では不明であります。他自治体の状況から勘案しますと 20 億円ないし 30 億円に達するのではないかと推測されております。

現在積み立てております庁舎建設基金についても、当初の目標積立額を 10 年で 10 億円として事業費の約半分の財源とする見込みでございましたが、人件費や資材の高騰並びにこの秋に予定されております消費税率の引き上げ等により事業費の増加は避けられない状況と見込まれ、当該基金のさらなる積み増しが必要であると考えております。

現庁舎の建設事業費 6 億 4,000 万円に対する当時の財源割合は、庁舎建設基金が 46.3%、財源対策債を含む庁舎建設事業債が 41.4%、残りの 12.3%が一般財源となっております。新庁舎の建設に際しましても国の起債、あるいは東京都の貸付金であります東京都振興基金の活用を見込む必要があると考えております。

かつては庁舎等の公用施設に対する補助金はありませんでしたが、現在、東京都市町村総合交付金につきましては、防災機能の向上を伴うことが明確に定められている建て替え計画に基づくものであれば、総合交付金の充当が可能となるのではないかなというふうに考えております。

先ほど申し上げました交付税算入のある起債につきましてもそうですが、地域住民の安全・安心を確保するために国、都とも必要な財政措置を講じて耐震化を兼ね備えた庁舎の

整備を促しているところであり、ただいま申しあげました複数の課題を実現することが町民の利便性、拠りどころ的存在になるのではないかと考えております。

ただいま申しあげましたように、従来は、庁舎を建設するには全く国、都の補助金も今でもございませんけれども、ましてや起債の算入をするなんていう制度はございませんでした。したがって、この庁舎は自前で借金をし、一般財源を立てろというのが国の考え方でありましたけれども、この起債の一部を交付税に算入、いろんなところで災害が起きておまして、災害の司令塔である庁舎をどうしていくかというのは国自身も考えていただきまして、令和2年度末までに一定の計画を持って進めるのであれば、それは交付税に算入する起債も可能であるという方針が出ましたので、現在ではそれまでの間に町として一つの方向性、あるいは基本的な基本計画等々をつくって、それらの財源を活用していきたいということを思っております。

しかし、多額な財源が必要でありますので、半分起債をするということになっても後年度それはお金を払っていかなきゃなりませんから、そういう意味では、今現在町ではいろんな事業について、将来のためにほとんど借金をしておりません。基金を積み立てておりますけれども、その庁舎もそういう基金を積み立て、下水道でやりましたように、減債基金等も含めて将来の庁舎を建てたら後でいろんな政策に支障が出て、借金返しだけしていくというようなことだけは避けたいというふうに思っておりますので、そういう長期計画を立てながら、かつ迅速にこの問題に対処するためにはどうしたらいいかという知恵を絞っているところでございます。

いずれにいたしましても、いつやってくるかわからない災害に備えて住民の拠点施設、あるいは司令塔であるこの庁舎をまずどうするか。あるいはそのときには議員からご提案がありますように、町民が使いやすい、あるいは町民自身がこの庁舎全体を使っていくのはどうしたらいいかということも含めて検討し、早いうちに結論を出したいというふうに思っております。

それまでの間は財源対策をどうするか、あるいは基本的な考え方をどうするか、用地確保をどうするかということは、これは町自身の基本的な考え方を持たないといけないものですから、町の内部の検討委員会でしっかりと検討して、皆様方にお示しをしてから、この実行に移していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2つ目の質問の町の旧小・中学校の木造校舎の活用・維持管理についてであります、最初に、旧小河内小学校は、平成16年3月末で閉校となった後、教育委員会から企画財

政課の所管となり、当初はテレビ、映画撮影などの貸し出しを行っていましたが、平成25年11月から株式会社東京・森と市庭に旧校舎、校庭及び体育館を含めて貸与をしています。

賃貸借契約期間は、令和5年10月末日までの10年間としており、同社の事業に使用するほか、地域の振興、連携、活性化のため各種行事等に協力することを契約書で定めており、具体的な内容は議員が申されるとおりであります。

施設の利用状況につきましては、平成30年は60件ほどの貸し出しがあり、年間300万円を超える収入と1,000名程度が訪れる場所であったとのことで、引き続き契約の更新を希望したいというお話が来ております。維持管理等につきましては、光熱水費や軽微な施設の整備・改修等は、東京・森と市庭の負担で行うものとしております。

次に、隣接する旧小河内中学校校舎ですが、こちらの閉校時期も旧小河内小学校と同時期であり、その後、旧校舎は活用されておりましたが、平成26年4月からは一般財団法人小河内振興財団が事務所として使用しており、現在は地域おこし協力隊の活動拠点としても利用しているところであります。日常的な維持管理等は、小河内振興財団の負担で行うものとしております。

次に、旧日原小学校につきましては、平成6年3月に閉校となり、以後、地域振興及びその有効利用を図るため、地域に開放し、維持管理を地元の日原自治会にお願いしておりますが、旧校舎の一部は、日原診療所として奥多摩病院が使用しております。文化財の保管場所としても一部使用しているところであります。

体育館及び校庭につきましては、スポーツ・コミュニティ施設として活用し、教育委員会と日原自治会で管理業務委託を締結し、予算に計上しておりますとおり、施設使用料は町の収入として町から自治会に対して委託料を払って維持管理をしているという状況でございます。

また、平成9年7月にオープンしました日原ふるさと美術館につきましては、清掃等管理を教育委員会から日原自治会に委託するとともに、電気料や空調機器の保守点検委託料等を町で支出しているところであります。

また、敷地最上段のかつて音楽室等がありました場所につきましては、巨樹の画家として日原に定住されました平岡先生が住まわれており、建物は売買により譲渡し、土地は貸付料をいただいて貸している状況であります。

旧小河内小・中学校並びに旧日原小学校につきましては、ただいま申し上げましたような活用状況であります。



議員からは、小河内・日原地域の文化・歴史の詰まった建築物として後世に残されたいとのご意見を頂戴いたしました。町としましても全国的に貴重となりつつある木造建築の校舎の今後の活用と保存について一定の方向性を見出していく時期に差しかかっているのではないかというふうな認識はっております。

ただし、校舎の躯体や設備状況については老朽化が進んでいることも事実であり、旧小河内小・中学校の校舎は昭和 32 年の建築であり、旧日原小学校の校舎に至っては昭和 26 年の建築であり、施設の安全性は現在の基準からしますと十分とは言えない状況であり、不特定多数の方々が利用することも念頭に置きながら、今後の検討をする必要があるのではないかなというふうに思っております。

全体の旧校舎の部分、議員がおっしゃるように、木材の校舎を後世に有効に使っていただきたいというのには私も同感でありますけれども、実際にはそこを維持管理して、費用どうしていくかという点で、今申し上げましたように、小河内小・中学校については、少しでも活用してもらったところから使用料を取り、あるいは使用料を取らなくてもその活用をしている人たちに維持管理費用を負担してもらおうということを考えながら実施をまいりました。

今後もしないようにしないと、確かに校舎そのもの、あるいは木造建物を維持する部分が非常にいいんですけど、じゃあ一体その維持管理をだれが持つていくのか。町民の貴重な税金でそれを持つということになると負担が大きくなるものですから、知恵を絞りながら一生懸命やっているというのが状況でございます。今後ともそういう維持管理のことを考えないでいろんな問題をやっていった場合には、一般財源からその負担をしていかなければならないということになりますので、それを両立しながら、どうしようかというのが知恵の出どころだと思いますので、そのような考え方に基きまして、提案のあった問題につきましては考えていきたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 高橋邦男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。

質問 2 件ということでちょっとお願いしたいと思います。

1 件は、新庁舎建設についてであります。今の答弁でも、やはり一番は財源対策ということだと思います。口で言うほど簡単なことじゃないなと思いましたが。財源対策のめどが立ったら具体的に方向性や基本計画等の検討に入るというお話でありました。

それで財源対策がめどは立ったとして、その後の方向性、それから基本計画について、まだ先の話であります。ちょっとお聞きしたいのは、やはり職員の方の利便性ととも

住民の方の利便性、非常に大切だと思います。現在の庁舎、例えば教育課が3階にありますけど、非常に狭くて、手狭で、ちょっと足が踏みづらいような、職員の人は仕事もやりづらいのかどうかちょっとわかりませんが、住民側から見るとちょっと入りづらい、狭いというイメージがありました。そういうことで、住民の方の声もどこかで入れて基本計画、方向性も考えなきゃいけないかなと思いますけども、その辺町の現時点での考えで結構です。お答えをお願いしたいと思います。

それからもう一件、木造校舎の活用、維持管理の話なんですけど、確かに今、全国的に少子化の影響で廃校が増えています。その利活用も結構いろいろやられているようですが、どちらかというと成功しているケースは余り多くないようなことを聞いています。ですから、自分個人としても無理な利活用はしないほうがいいかなというふうには思っています。ただ、建物ですから、やはり人の出入りがないとすぐに朽ち果ててしまうんだと思うんですね。ですから、今の形で活用していただければいいかなと思っています。

そこで、ちょっと1つ質問は、先ほど、旧小河内小学校のほうの維持管理ですか、森と市庭株式会社が行っているということだと思います。家賃を取ってお願いしているということだと思うんですが、森と市庭について、ちょっと自分も勉強不足でわからないことが多いんですけど、どういう活動をされて、どういう状況なのか、ちょっと見えない部分があるんで、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

以上、2件お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、高橋邦男議員さんからの再質問につきましてお答えを申し上げたいと思います。

2点ございまして、1点目、まず新庁舎の建設についてということでございます。町長からも答弁申し上げましたように、非常に容易にはいかない大きな課題として事務レベルのほうでも考えているところでございます。

財源対策につきましては先ほど申し上げたように、やはり基本的には自主財源と申しませんが、基金の活用という部分がメインとは考えておりますけれども、なかなかそれだけでは立ち行かないというところで、どうしても起債をというところでございます。できる限り後年度の財政負担を減らすことによって住民の負担も減るということでございますが、なるべく有利な交付税算入の起債等も利活用、あるいは今、総合交付金も取扱要綱が変わりまして、防災拠点の位置づけのある計画であれば総合交付金の充当も可能であるというようなことも示され始めておりますので、この辺について企画財政課のほうでも庶務規程

で新庁舎建設に関する所管課ということでございますので、しっかりと進めてまいりたいと思います。

それで、ご質問の中で利便性の部分が大切だということでございます。これは職員の執務側からしても、また、訪れていただく住民の方からしてもということでございまして、3階の部分の例示を挙げていただきました。どうしても現在の、特に教育委員会がある側の庁舎というのは、既存の奥多摩工業の事務所を改築したというようなところもありまして、もともと庁舎用には設計されたものではないので、その辺の部分もあり、なかなか訪れる方もちょっと入りにくいというようなところもあるのかなというふうには感じているところでございます。

今後、具体的な部分というのはこれからということではございますけれども、住民の声をどのように取り入れていくかということでございます。こちらにつきましては、今のこの昭和 59 年に完成しました庁舎の際にも、先ほど答弁の中でもちょっと申し上げておりますけれども、建設委員会というようなものを立ち上げております。あの当時は木村量平委員長ということで、そのほかに十数名の方がいて委員会を立ち上げておりますけれども、他の自治体の近年の庁舎建設の状況を確認する中でも、やはり住民の方を含めて、実際のところになりますといろいろ関係諸団体、議員の皆様もそうですし、あるいは商店街の方であるとか、また障害者団体の方であるとか、あるいは防災という面からいうと消防・警察関係者というようなことで、さまざまな町にかかわる方々に声をかけまして、庁舎の建設委員会というものを立ち上げているのが大多数でございます。そのような状況も踏まえまして、今後進めていく中ではそういった建設委員会の中で住民の声をいただいて、よりよい安全の高い、皆さんが集まりやすいような庁舎の方向性を見出していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目のほうでございます。旧小河内小学校を活用している東京・森と市庭ということでございます。現状平成 25 年 11 月から 10 年間で貸し出しをしているところでございます。こちらもともと農林水産省とのファンドを使って立ち上げられた会社でございます。そもそも木材の活用を推進していきたいということで、いわゆるその活動拠点をいろいろ探していたというようなことで、その中で町のほうにお話に来られたというところでもありますけれども、その出資関係の会社もあるんですけども、その中で名を連ねている方で木村康雄さんがいらっしゃるしまして、山をかなり持っているということで、お金というか、いわゆる物的出資というようなことで関わりを持っているというようなことでもありまして、そんな関連もありまして、町のほうにもお話が来たというところでござい

ます。

当初は、小河内小学校の中も含めてですけれども、いろいろな計画がございまして、例えば小河内小学校でカフェを開きたいとかそういうのもあって集う場所にしたいというのもありました。

ただ、メインはやはり木材が今低迷しているということですので、その木材の利活用をどんどん推進していきたいというのが主たる活動の目的ということになっています。現在は町の森林組合の2階をそちらの木材活用のほうの拠点として事務所を置いております。最近ですと、その横に木材の製材所があるんですけども、そこを使って大分軌道に乗ってきたということで、一昨年あたりまでは実際のところ赤字だったんですけども、2018年の収支でようやく黒字になってきたということで、軌道に乗ってきたというようなお話があります。木材というか、どういうふうに使っているかということ、都内等が多いということなんですけども、保育園等で大型の遊具、木材、木質の遊具などを造ってそれを納めたりということで、その辺が大分伸びてきて、それがプラスに転じたりとか、また、小河内小の部分であっては先ほど貸し出しのお話をさせていただきましたけれども、年間300万円程度ということで安定して入ってきているということで、そこも収入源の一つとなっているということでございます。

いずれにいたしましても森と市庭ということで、なかなかなじみのないところでありますけれども、その営業の部長をされている方で菅原さんという方がいるんですけども、この方は今、小河内に住んでいる方で、今まちづくり委員にも入っていただいたりしております。そのようなことから、当初は会社ということで来たりしているんですけども、関わっている人がかなり町の中の人もいたり、先ほどの森林組合の製材所を使っているところで、もともと町で製材所をやっていた方が不況で閉じてしまったのですけれども、そこに再就職したりとか、ここで軌道に乗ってきたということで、若干営業関係も人を雇いたいという話も出てきておりますので、ちょっと時間は、やはり木材業界厳しいもので、なかなか結果が出ない中ではありますけれども、着実にはやっていたいただいているということで、今後も旧小河内小を使いたいということですので、状況を見ながらよい方向に進められるように、町としても支援、バックアップをしていきたいと思っております。

雑駁ではございますが、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） よろしいですか。

○8番（高橋 邦男君） ありがとうございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、8番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午前11時30分から再開いたします。

午前11時13分休憩

午前11時29分再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、原島幸次議員。

[9番 原島 幸次君 登壇]

○9番(原島 幸次君) 9番、原島でございます。

それでは、1点質問させていただきます。町所蔵の美術品、郷土資料、古文書などの管理、保管について。

奥多摩湖にある水と緑のふれあい館が開館する前には昭和53年4月に開設した奥多摩町郷土資料館がありました。また、昭和29年から31年にかけて、水没した小河内村の建造物や埋蔵文化財、民俗資料、郷土芸能、天然記念物などを調査し、347点の資料が昭和31年11月に東京都重要文化財に指定され、その後、昭和39年5月に国の重要文化財に指定されました。

この資料などが展示されていた資料館の展示室は788.3平方メートルあり、1階には小河内地区の獅子舞、鹿島踊り、花神楽等が展示され、2階には奥多摩の民族をテーマに道と生活、柚と木挽き、畑の仕事、民家の模型や養蚕、織布、郷土資料室がありました。

以前の資料館は小河内ダム建設で収集された347点の保存と一般公開、また、300平方メートルの休憩室を併設し、見学者の休憩と地元の特産物の即売などを行うとともに、町内の資料の収集と保存、管理、展示、資料の調査・研究及び利用者への資料の解説等が行われておりました。

現在、平成10年11月に開館した水と緑のふれあい館では1室のみの展示で、旧郷土資料館の展示スペースに比べ狭く、思うような資料の展示や保管がされていないように思います。

以前、ある町民の方から、資料館の資料がどこにあるのだろうか、わからないというお話を聞きました。町では一時的に水根の旧奥平邸の一部を展示する場所として確保し、小河内ダムの国指定の農機具などを展示している説明がありましたが、それ以外の資料につ

いては、役場庁舎内、氷川小学校や文化会館等の施設に保管していると思われていますが、現在、町で所有している美術品は、絵画、陶芸、彫刻、古文書などがあり、そのほかにどのような品がどこにどれだけあり、どのように管理されているのか、お聞かせください。

次に、これらの資料がばらばらになっているため、町は美術品や農機具などを一堂に集め、貴重な遺産は将来に向け、適切な管理や保管、あるいは見学できる総合的な資料館の建設が必要と思われるが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番、原島幸次議員の町所蔵の美術品、郷土資料、古文書などの管理、保管についての一般質問につきましては、教育委員会の所管事項となりますので、教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） それでは、9番、原島幸次議員の町所蔵の美術品、郷土資料、古文書などの管理、保管についてお答えをいたします。

初めに、どのような品がどこにどれだけあり、どのように管理をされているかについてでございますが、町で所蔵する美術品、郷土資料、古文書などの文化財のうち、旧奥多摩郷土資料館に展示、所蔵されていたものにつきましては、小河内ダム建設に伴い、水没する小河内地区の文化財を東京都教育委員会が昭和29年12月から31年2月まで、小河内文化財総合調査により調査・収集をし、小河内の山村生活用具として都及び国の重要有形民俗文化財に指定されたもの、これは合計で182件、347点ございました。

これらは当初20年ほど小河内神社の社務所地下倉庫に保管をしておりましたが、昭和53年の旧奥多摩郷土資料館の開設に伴いまして、移設・保存・公開されるようになったものでございます。

その後、平成10年11月に郷土資料館の後継となる奥多摩水と緑のふれあい館が開館いたしました。建物全体の面積やデザインの関係から郷土資料の展示面積が縮小となったため、その一部を旧日原小学校校舎の2階、氷川小学校裏の倉庫、町民ギャラリー、青目立不動尊内の土蔵などの町内各施設に分散して保管及び展示しているところでございます。町指定文化財などその他のものも含めると、現在、町で管理・所有をしている文化財の保管場所は、旧日原小学校2階教室を始め、町内7カ所となりまして、その概要は次のと

おりとなっております。

まず、1カ所目でございますが、旧日原小学校2階教室で農機具、炭焼き道具、大工道具、動物の剥製など百数十点ございます。

2カ所目は、氷川小学校裏の倉庫で、糸つむぎ用具、高札、大福帳等の帳面、土器片等の総数で数百点ございます。

3カ所目は、旧りそな銀行の建物を利用した町民ギャラリー2階の部分で、復元土器、古文書、絵画など数百点ございます。

4カ所目は、青目立不動尊施設内の土蔵及び納屋で、農機具など数十点を現展示しているところでございます。

5カ所目は、奥多摩文化会館2階通路に白丸遺跡出土品、石器及び復元土器など数十点を展示をしております。

6カ所目は、周慶院上方の山側でございますが、そこがございます倉庫で、大型の農機具、消防手押しポンプなど十数点ございます。

7カ所目は、町役場海沢倉庫で、小土器片・小石器片が数百点ございます。

これらの文化財ですが、年1回程度保管状況に問題がないかを確認をしているところでございます。

次に、総合的な資料館の建設についてでございますが、新たな施設の建設につきましては、厳しい財政状況のため困難な状況でございますので、既存の施設の有効活用を検討してまいりたいと考えております。

今後、文化財の展示場所として可能性のございますのは、小・中学校の空き教室及び閉校となった旧校舎などでございますが、小・中学校校舎につきましては、児童・生徒数の減少により空き教室が発生をし、過去には収蔵庫として借用したこともございますが、現在は特別支援学級の整備などにより空いている教室がない状況でございます。

また、未活用の旧日原小学校校舎につきましては、8番、高橋邦男議員の一般質問に河村町長からお答えをさせていただいたとおり、建物の老朽化も進んでいることから、関係機関とも協議をしながら活用できるのか、検討を行ってまいりたいと考えております。

現在、保管資料そのものの点数が1,000点以上と膨大な量に及んでおりますので、各所に分散して保管せざるを得ない状況でございますが、これらの文化財は町の歴史や文化などの正しい理解をするため欠くことのできない貴重なものでございます。将来の文化の発展・向上の基礎をなすものであると認識をしておりますので、散逸・破損等しないよう適切な保存管理に努めてまいります。

なお、奥多摩水と緑のふれあい館でございますが、昨年開館から 20 周年を迎えましたが、今年には累計の入館者が 500 万人に達するという予測をしております。そのようなことから、この記念事業の一環として文化財展示ブースにおきまして、企画展として今まで展示されてこなかった町所蔵の文化財を順次展示することなども検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 原島幸次議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9 番（原島 幸次君） ご答弁大変ありがとうございました。件数が多いもので、管理・保管大変だと思いますが、貴重な資料ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。再質はございませぬ。終わります。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、9 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、1 番、木村圭議員。

〔1 番 木村 圭君 登壇〕

○1 番（木村 圭君） 1 番、木村です。

私のほうから 1 点質問させていただきます。老人クラブの運営及び名称変更についてでございます。

平成 30 年第 2 回定例会で、澤本幹男議員のこれからの老人クラブについてどう考えているかの質問に、町では連合会と単位クラブへの補助金を交付している。連合会の運営は社会福祉協議会が事務局として関わっているが、各単位老人クラブの運営支援は困難であるとの回答でした。

少子高齢化の中、高齢者が生きがいを持って暮らせることが大切だと言われております。そして、平均寿命より健康寿命が重要視されております。町では地域包括支援センターにおいて高齢者が住みなれた地域で生活していくため、総合的な相談が行われており、健康寿命を伸ばす施策の一つであると思ひます。老人クラブの活動も健康寿命を左右するもの一つであると思ひます。

老人クラブを復活させた地域もありますが、解散を余儀なくされた地域もあるようです。解散した理由に、役員を受けの人がないことがあるそうです。今後もそういった地域が出てくる可能性が大きいと思ひます。

補助金の交付のみならず、役員負担軽減のためにも町の運営支援は必要と思ひますが、見直しのお考えはありませぬか。

また、各クラブに 60 歳代の会員を増やすことでクラブの運営がスムーズになるのではないか。そのためにも老人クラブの名称を 60 歳代が入会しやすい名称に変更の検討が必



要と考えますが、町の所見をお聞かせください。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1 番、木村圭議員の一般質問、老人クラブの運営及び名称変更についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、平成 30 年度の老人クラブへの財政支援につきましては、老人クラブ連合会に年額 59 万 8,494 円、各単位老人クラブに一律に年額 27 万 3,600 円を支援しております。

また、各単位老人クラブの母体となります老人クラブ連合会の運営につきましては、社会福祉協議会が事務局として関わっておりますが、各単位老人クラブの運営につきましては、加入している会員皆さんが自主的に行っていただいております。

議員からは、役員の負担軽減の観点から各単位老人クラブについても、町の運営支援が必要ではないかのご質問をいただきましたが、平成 30 年第 2 回定例会において、3 番、澤本幹男議員から同様の一般質問があり、ご答弁させていただきましたが、各単位の老人クラブに加入されている会員の皆様には、多種多様なご意見をお持ちの方もおりますし、各単位の老人クラブの運営につきましては、会員の創意と工夫により自主的に活動されることで会員相互に互助の精神が生まれ、見守りや助け合いを始め、地域ぐるみの高齢者施策が増進されるものと考えております。

先月の 5 月 22 日には奥多摩町老人クラブ連合会定期総会が開催され、総会の冒頭に濱野連合会長が挨拶をされましたが、会員の減少の原因は、やはり高齢化で、会員の平均年齢が 83 歳であること、また、老人クラブに入会すると亡くなるまで役員を務めなければならないとの懸念が聞かれるが、それは誤解であり、今後は正しい PR に努めてまいりたいと話をしてございました。

また、定期総会の資料を拝見しますと、基本方針に健康、友愛、奉仕の全国三運動の展開に呼応して次の項目の事業を図るとして、1 つ、仲間を広げる会員増強運動、2 つとして、在宅福祉を支える友愛活動で社会に貢献する、3 つ目として、心と体の健康づくりの予防活動を進めよう、4 つ目として、魅力ある老人クラブ活動を進めると記載されております。引き続き、会員相互の友愛と互助の精神によって自主的な活動をされることに期待を寄せております。

次に、老人クラブの名称についてであります。老人という名称が新規加入者が増えない要因の一つとして考えられております。現在 75 歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度におきましても、施行前にはこの名称に対して多くの批判が集まり、長寿医療制

度という名称にしたらどうかなど、世論の話題となりましたが、結局のところ後期高齢者医療制度という名称になりました。また、老人クラブという名称について、濱野連合会長に意見をお伺いしましたが、都内の老人クラブ連合会でも老人という言葉に抵抗があることから、都内の区や市、また、西多摩の地域でも高齢者クラブ連合会に変更するところもあり、そのようなことから奥多摩町においても奥多摩町高齢者クラブ連合会という名称を改める考えであるとのことであります。

現在、町内の単位老人クラブにおきましては、南氷川自治会では南氷川シニアクラブ、海沢自治会ではフレッシュ海沢の2つの単位老人クラブが片仮名の名称を使用しており、濱野連合会長が所属する梅沢自治会の梅寿会も名称の変更を考えているとのことであります。これら単位老人クラブの名称につきましては、町が関与することはできませんが、それぞれの単位老人クラブの発想により、加入したくなるような名称にされるものと思えます。

いずれにしても、老人クラブのイメージアップや会員増強運動等に関しましては、町の広報おくだま、あるいは防災行政無線などを通じて、今後も大いに支援をしてまいりたいと考えております。引き続き、子どもから高齢者まで、誰もが健康で暮らしやすい町づくりを推進してまいる覚悟でございます。

いろいろ変遷がございまして、当時は老人の定義といえますか、それが60歳以上というようなことでございますけど、今もう本当に60歳というと、いよいよこれから定年を65歳にしようかというような議論がされているところでございまして、もう一つは、シルバー人材センターがございまして、これも老人クラブと同じような生きがいづくり、片方では就労しながら生きがいをしようということでございますが、決して両方の会員になるということはいけないことじゃないんですけれども、どうも少し分けているという感じがいたします。

これからもそういう問題を含めてシルバー人材センターの会員、あるいは老人クラブに加入する会員が重複をしてお互いにもっと話し合いをしながら増えていったらいいのかなという気がいたしております。

特に、私自身が思っているのは、老人クラブ連合会そのものは支援の仕方もそうですけども、一定の国、あるいは都、町等から一定のお金が支援しているわけですから、それを有効的に使って自分たちの自主的なクラブをどう運営しようかという観点から、上から与えられたものをつくるという話ではなくて、そういう観点で議論していただければありがたいなというふうに思います。

特に、幾つかの老人クラブがやめてしまいましたけれども、その中の一番の難点は、議員がおっしゃられるように、あるいは連合会長が言われるように、1回役員になると後に続く役員のなり手がいないということもございまして、南氷川などではその時点で解散をするというようなことが起こり、新たに今の会長である田中会長が新しい発想で名前をつくって会員を募ったところ、またまた会員が多く出てきて現在までつながっているということでもありますから、そういう点では昔のいろんな発想、あるいはやったけれどもつぶすのではなくて、次につなげるためにどうしたらいいかということを経験の皆さん、あるいは地域の皆さんが自分たちのものとして考えていただきたいというふうに思います。

あくまでも住民皆様が健康で自分たちの地域で絆を深めながら、あるいはいろんな部分に、まだ若ければ手をかす、あるいは知恵をかす、そういうクラブでありますから、そういう観点でぜひいろんな人の知恵をかりながら、あるいは名称の変更も含めて、自由にやっていただければありがたいというふうに思うところでございます。

いずれにいたしましても、そのことが地域の活性化につながるわけでもありますから、当時は、ゲートボールが主体になってつながっていたようでもございますけれども、これからはキーワードは健康ではないかなというふうに思います。健康と同時に、地域の絆をどうして強めていくか。皆さんが地域の中で安全で安心して、あるいはお互いに敬愛をしながらつくっていくかという理念を持ちながら、みんなで話し合いながら、自分たちの地域のことを自分たちとしてとらえてやっていただければありがたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 木村圭議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（木村 圭君） 答弁ありがとうございました。私も会員になっております南氷川シニアクラブ、ちょっとご紹介させていただきますと、今年の総会時点で会員数が67名です。うち50代、60代が24名です。約7年前にシニアクラブとして再スタートしたんですが、この時点では半分以上が50代、60代というような状況でした。活動のクラブ全体としてやる事業と、あとは個別に各チームをつくってやる活動をやっております。全体では日帰りバス旅行ですとか、花いっぱい運動ですとか、地域の清掃とか、そういうことは全体でやると。チームとしては、ゲートボールチームですとか、ゴルフチーム、囲碁将棋チーム、カラオケチーム、女性だけの旅行チーム、そば打ちチーム、あるいはグラウンドゴルフチームというように分かれてそれぞれ活動しているということで、みんなが自由に自分のやりたいことに挑戦して楽しんでいる南氷川シニアクラブということでございます。

やはりこの名前が若い人が入る、去年も 60 代が 5 人新たに入会していただきました。やはり老人会に入れよと言っても、おれは老人じゃねえというのが当たり前だと思いますので、先ほど町長からありましたように高齢者クラブというような名前に変更ということも非常にいいことだと思いますので、今後ともこういう活動を、南氷川も一生懸命やりますけど、各地域でこういうことが広まれば、なお町全体が活性化するんじゃないかと思えますので、ぜひ応援よろしくお願ひしたいと思えます。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） ちょっと感想を申させていただきますと、非常に南氷川のシニアクラブは私はありがたいと思っているんです。前段ではどんどん縮小して、発想の転換というか、そういうものがなくて、田中会長を中心にして、今、木村議員からお話があったように、発想を変えていろんな意味で挑戦していただいているので、そういうふうにならぬと、従来からの定期総会やりますという 1 年間に決まった行事だけをやるということでは、なかなか前へ進まないのかなというふうに思っていたんですけども、非常にそういう活動をしていただいているので、ぜひそれを広めていただきたいなと思えますし、連合会するときにも発表会をしていただいて、発表していただいて、まだまだ違う老人会をやっている皆さん方は頭の切り替えができていないようでございますので、そんなところをいろんなところで体験発表していただきながら、そういう発想をすれば大勢の人たちが会員として若い人から入るんだよという啓蒙していただければ、大変ありがたいと思っております。町でも社会福祉協議会と一緒にあって皆様方のいろいろな事業について支援してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○1 番（木村 圭君） 南氷川シニアクラブで 1 番若いのは石田議員でございますので、終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、1 番、木村圭議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開といたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、石田芳英議員。

〔6番 石田 芳英君 登壇〕

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

私からは、1項目、奥多摩町内の仕事づくりについてお伺いさせていただきます。

奥多摩町は約94%が森林面積の巨樹と清流の町であり、観光立町の町として各種諸政策を実施し、また、若者定住化政策も積極的に実施し、効果を得てきています。一方、仕事面に関しましては、奥多摩町の平成29年度の事務報告書を見ますと、町内居住の以下所得割のある方的人数ですが、給与所得者は1,481人、営業等所得者は85人、農業所得者は1人、その他所得者507人となっています。若者定住化政策により居住環境は充実し、効果が出ていますが、若者が生活の糧とする仕事の量及びその種類に範囲が限られており、町内に定住化した若者が町外に仕事を求めるケースもあり、町民の皆様から、もっと町内の仕事量とその種類を増やすことが喫緊の課題であり、どうにかならないのかとのご意見もお伺いいたします。

以上を踏まえまして以下お伺いいたします。

1点目としまして、今までの奥多摩町内の仕事づくりの政策や実績について、その状況をお伺いいたします。

2点目としまして、仕事の需要と供給の関係から、上記町内居住者が町外に仕事に出ている人数はどのくらいでしょうか。

3点目としまして、同じく町外から町内に仕事に来ている人数はどのくらいでしょうか。

4番目としまして、役場職員における町内居住者と町外から通勤している人数、また、その要因はいかがでしょうか。

5番目としまして、仕事づくりは若者定住化の一方の柱であると考えますが、今後の町内における仕事づくりに関してお考えがあるか、お伺いいたします。

以上5点についてご所見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6番、石田芳英議員の奥多摩町内の仕事づくりについての一般質問にお答え申し上げます。

町では、平成28年3月に奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略・元気づくり計画を策定いたしました。この元気づくり計画では、平成27年度からスタートしました第5

期奥多摩町長期総合計画に示す奥多摩創造プロジェクトで設定している施策・事業が総合戦略の推進にも必要があることから、重点的な施策として元気づくり計画の中に取り込んでおります。

計画では4つの基本目標と8つの重点課題がありますが、そのうちの基本目標の一つの「地域資源を最大限に活用し雇用に結びつける」に付随する重点課題として、「企業・事業者の誘致と起業者・就業者への支援」を掲げております。

この課題に対して3つの施策として、事業体等の誘致、就労相談窓口の設置と就労支援、SOHOによる起業家等の支援を掲げ、この3つの取り組みが連携し、継ぎ目なく機能することが仕事づくりに必要であると考えております。

初めに、1点目の今までの奥多摩町内の仕事づくりの政策や実績状況についてですが、先ほど述べさせていただいた施策のうち、事業体等の誘致がありますが、この内容は、町内にある空家・空店舗の有効活用を図るとともに、町有地や町有財産を活用した企業等の誘致、起業・事業展開の支援を行うものになります。

空家・空店舗等の活用としては、定住対策の一環も兼ねておりますが、平成29年3月に奥多摩町小規模事業者等進出に係る優遇措置実施要綱を制定し、一定の条件のもと、町が管理する空家、空地及び遊休施設を町が認める範囲で優先して活用することができること、また、その物件を活用する場合、奥多摩町若者定住応援補助金を町が認める範囲で活用することができることなどの優遇措置を定めており、これまでに1件の実績があります。

また、町に移住される方の中に空家や空店舗等を使って開業したいとの相談もあることから、奥多摩町小口事業資金融資制度に新たに開業される方等へ開業資金の融資ができるよう、制度の見直しを行っており、現在、1件の申請を受け付けております。

町有地や町有財産を活用した企業等の誘致では、旧古里中学校を活用した日本語学校、寄付により取得した町有地を活用したグランピング事業、指定管理者制度では、最近の実績として、青目立不動尊休み処、奥多摩町交流宿泊体験施設ねねんぼうなど、町外の新たな指定管理者により事業を展開しております。

次に、2点目の仕事の需要と供給の関係から、上記町内居住者が町外に仕事に出ている人数についてですが、議員が申されております平成29年度事務報告書の町内居住の給与取得者、営業等所得者及び農業所得者等は、町民税（個人）の納税義務者数等の課税状況調べの人数でございますので、平成27年度国勢調査における統計資料をもとに町の就業者の状況をお答え申し上げます。

町の就業者数は2,191人で、内訳として、町内で仕事をしている方は1,381人、63%、

町外に仕事に出ている人数は810人、37%となっております。町外への通勤者810人の内訳は、都内区部への通勤者47人、5.8%、市部653人、80.6%、西多摩郡の町村64人、7.9%及び都外への通勤者46人、5.7%となっております。

次に、3点目の町外から町内に仕事に来ている人数であります。同じく平成27年度国勢調査の統計資料によると、流入通勤者は950人で、内訳として、都内区部からの通勤者6名、0.6%、市部819名、86.2%、西多摩郡の町村33人、3.5%及び都外からの通勤者92人、9.7%となっております。

次に、4点目の役場職員における町内在住者と町外からの通勤している人数、また、その要因についてですが、平成31年4月1日現在の町職員数は128人で、そのうち町内在住職員は71人、55.5%、町外在住職員は57人、44.5%となっております。町職員の採用につきましては、町内在住、災害発生時に迅速な対応を図ること、また、地域コミュニティの活性化や地域振興などから、自治会や消防団への参加を呼びかけるなど、災害対策用職員住宅への入居を行っております。

現在、災害対策用職員住宅は、平成30年度、常磐に単身用1棟4戸を整備し、全体では大氷川、長畑、棚沢、川井を含め11棟25戸が整備されております。入居状況は、町外出身者などの町職員を始め、おくとま地域振興財団職員、教育課の外国語指導助手なども居住しており、町内在住職員が増加しておりますが、その家族を含めると、総勢40人が居住していることになり、子育て世代を含め、若者定住化を推進する一助になっているものと考えております。

最後に、仕事づくりは若者定住化の一方の柱であると考えているが、今後の町内における仕事づくりについてであります。町では4月13日に実施いたしました移住・定住相談会では、移住・定住の相談から福祉・教育・就労までワンストップで相談ができるよう、町内の法人や企業の担当者、ハローワークの職員など13団体21人の方の参加をいただき、就労相談を実施いたしました。

このようなことから、決して町内に働く場所がないわけではないと考えており、逆に町内企業等にとっては、働き手の確保が課題であると聞いておりますので、当町に移住を希望する方には町内企業等の紹介を今後も積極的に行い、雇用の場の確保に努めてまいります。

また、町の直接の関与はございませんが、ビアカフェバテレ、レンタサイクルトレックリング、氷川食堂、だしまき玉子専門店卵道（ランウェイ）など民間の空店舗を活用し、新たに事業を開始する方々も増えており、従来からの事業承継型ではなく、町外から新た

な事業者が参入している状況も見受けられ、少しずつではありますが、よい兆しが現れ始めているのではないかと考えております。

町内の仕事量とその種類を増やすことは課題であり、必要なことと認識しておりますが、さまざまな考えを持つ働く側のニーズに合った仕事づくりを行うことは、一朝一夕ではできないものと考えております。

このようなことから、引き続き移住希望者と町内の企業・事業所等のマッチングや、新たに事業を始めたい方への物件の紹介や開業に向けた支援など、青梅商工会議所やおうめ創業支援センターとも連携し、仕事づくりを支援していく考えであり、引き続き、第5期長期総合計画の重点施策である奥多摩創造プロジェクトの柱である定住化対策の推進の仕事の施策を今後も積極的に推進し、総合的な観点から町内の仕事の場の確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（師岡 伸公君） 石田芳英議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。特に再質問はございませんけれども、仕事づくりというのは大変なことだと思いますが、生活の糧、子育ての糧として大変貴重な部分でございますので、ぜひ一生懸命やられているということでございますので、積極的に引き続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

人数的にはちょっと役場の職員の方が外から来ている方が多いのかなという印象を持ちましたので、感想でございますけれども、ちょっと申し上げたいと思います。

私からの質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、6番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、5番、小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

1点質問させていただきます。町営トイレの管理についてということでお願ひします。

町では日本一観光用トイレがきれいな町を目指して、平成29年度よりトイレの清掃の研修を実施し、クリーンキーパーによる観光用公衆トイレの清掃を実施しております。これらのトイレについては、以前と比べてにおいもなく、きれいで、格段に衛生的になったということを実感します。

これを全町に広げるべきであると考えます。そこで、次の点についてお伺ひします。

町が管理するトイレ数と設置場所は幾つでしょうか。

上記のトイレのうち、クリーンキーパーが担当するトイレの数と場所はどこでしょうか。



クリーンキーパーが清掃していないというトイレがあると思いますが、それらの管理はどうなっているのでしょうか。

クリーンキーパーの担当の範囲を拡大していくことは考えていないのでしょうか。

クリーンキーパーの就業体制はどうなっているのでしょうか。

過去に新設、または改修したトイレで冬季に使用できないトイレがありましたが、改修予定はどうなっているのでしょうか。

川乗谷のバイオトイレは順調に稼働しているのでしょうか。

今後の観光トイレ新設・改修計画はどのようになっておるのでしょうか。

以上、町のお考えをお聞かせください。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、小峰陽一議員の町営トイレの管理についての一般質問にお答えを申し上げます。

近年の町の観光は、森林セラピーや第3次登山ブーム、トレッキングなどに加え、河川や滝を利用したカヌーやラフティング、キャニオニングといった新たなアウトドアメニューが加わったことで、町に訪れる年間の観光客は、平成29年度に西多摩地域広域行政圏協議会が実施した西多摩地域入り込み観光客数調査によると、212万2,000人にも上り、前回調査の5年前と比較して35万7,000人の増加、率にして20.2%の増加となっております。中でも目に見えて増加傾向にあるのが外国人観光客であり、奥多摩駅前の観光案内所における英語対応は年間2,600件以上に上っております。

このように年々観光客が増加しておりますが、その要因としては、これまで取り組んできたキャンプ場や溪流釣場、温泉センターなどのハード事業、観光客誘致のための各種観光イベントの開催や、特色のある観光パンフレット、山里歩き絵図などのソフト事業が徐々に成果に現れていること、また、町の観光の柱として推進してまいりました森林セラピー事業が世の中から注目を浴びるようになり、癒しのまちとしての知名度を向上させたことなどが観光客の増加につながったと考えております。

また、このような状況に加え、来年開催される2020東京オリンピック・パラリンピックを見据え、さらなる外国人観光客の誘致を図る観点からも、おもてなしの気持ちで日本一観光用公衆トイレがきれいなまちを推進するため、平成26年度に奥多摩町観光用公衆トイレ整備・維持管理指針を策定し、計画的に改修整備と委託による清掃等の強化に努めているところであります。

ご質問の1点目の町が管理するトイレ数と設置場所についてであります。町が管理するトイレは町内に41カ所で、そのうち町が設置したトイレが40カ所、都西多摩建設事務所が設置した白丸魚道トイレが1カ所となります。

2点目のクリーンキーパーが担当するトイレの数と設置場所についてであります。奥茶屋トイレ、清東園トイレ、川井駅トイレ、丹三郎直売所トイレ、丹三郎登山口トイレ、古里駅トイレ、小丹波駐車場トイレ、坂下登山口トイレ、鳩ノ巣駅トイレ、鳩ノ巣駐車場トイレ、白丸駅トイレ、白丸駐車場トイレ、数馬峡遊歩道トイレ、氷川駐車場トイレ、奥多摩駅トイレ、役場下トイレ、むかし道槐木トイレ、むかし道小中沢トイレ、むかし道惣岳トイレ、西久保トイレの20カ所となります。

3点目のクリーンキーパーが清掃作業をしていないトイレの管理についてであります。日原鍾乳洞トイレなど日原地区のトイレは日原保勝会へ、川野駐車場トイレなど小河内地区のトイレは一般財団法人小河内振興財団へ、釣場やキャンプ場のなどについては、施設利用者の使用がほとんどであるため施設管理者へ、また、鳩ノ巣登山口トイレ、大沢駐車場トイレなどは地域からの要望で設置したことから、地元自治会へ委託を行っております。

次に、4点目のクリーンキーパーの担当範囲を拡大していくことについてであります。クリーンキーパーの担当範囲の拡大も検討しておりますが、地域の雇用などの関係もありますので、今後、地域における人員不足等により清掃作業が困難な状況となった場合は、クリーンキーパーで対応していきたいと考えております。

5点目のクリーンキーパーの就業体制についてであります。クリーンキーパーの雇用につきましては、奥多摩総合開発株式会社へ委託しておりますので、委託先の就業規則により対応しております。

6点目の過去に新設、または改修した観光トイレで冬季に使用できないトイレの改修予定についてであります。現在、町内41カ所のトイレのうち19カ所のトイレを改修し、配管にヒーターを設置するなど、冬季の凍結防止対策を講じておりますが、平成29年度のような例年にない寒さが続いた場合は、入り口に扉のない構造の観光トイレは、完全に凍結を防ぐことは困難であります。残りの22カ所のトイレにつきましても配管にヒーターを設置するなど、凍結防止対策を講じてまいります。

7点目の川乗谷のバイオマストイレの稼働についてであります。川乗谷のバイオマストイレは電力供給が難しい山の中において、自然河川による小水力発電設備を備えたバイオマストイレとして都内で初めての事例として導入をいたしました。

しかしながら、台風や豪雨による取水口の損傷、冬季から梅雨前の時期にかけての水量

不足などにより発電が安定せず、稼働を停止せざるを得ない状況が続き、平成 27 年の秋以降、一時的に稼働はしたものの停止状態が続いている状況となっております。

また、トイレの容量が1週間当たり 420 回の処理容量とされておりますが、使用容量を超える多くの利用があるため、正常に稼働したとしても分解・処理が追いつかず、使用不可となることが多くなっており、このことも停止の一因となっております。今後は専門家等の意見を踏まえ、改善に向けて検討してまいりたいと考えております。

8 点目の今後の観光トイレの新設・改修計画についてであります。町内 41 カ所の観光用公衆トイレのうち、改修工事が完了したトイレが 19 カ所となっており、残りの 22 カ所のトイレを順次改修していく予定であります。

令和元年度につきましては、奥多摩駅前観光トイレの改修工事のほか、11 カ所の観光トイレの改修を予定しております。

いずれにしても 2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、町に訪れる多くの観光客の皆さんにおもてなしの気持ちが伝わるよう、日本一観光用公衆トイレがきれいなまちを実現してまいりたいと考えております。

○議長（師岡 伸公君） 小峰陽一議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5 番（小峰 陽一君） 何点かちょっと質問をさせていただきます。

今後の観光トイレの新設・改修計画の中に、実は、奥氷川神社の下に観光トイレが、観光トイレと言っていいのかわかんないんですけど、あるんですけど、これがまだ汲み取り式なんですよね。夏は結構需要が多いんで、ちょっとにおいが出たり、周りの方もちょっと困っているという状況があります。それが計画の中に入っているのかどうかということを知りたいのと、クリーンキーパーの就業体制はどうなっているかということでお聞きしたのは、最近、担当の方が入れ替わりになりまして、詳しく調べていませんけど、やはり給料が低いんで、転職したというふうなうわさがあります。そんなことでちょっと聞いてみたかったなということで確認をしたいと思います。

それから、具体的に言っちゃいますと、大氷川の柳小路のトイレが観光トイレで改修されました。非常にきれいになったんですけど、清掃はあそこの商店、あの道沿いの商店の方が交代でやっているということで、消耗品の費用負担も自分たちでやっているというふうなお話なんですけど、そこら辺はもしそれがそのとおりであったらば、協力していただくのは非常にありがたいんで、それは継続してもいいと思うんですけど、必要な経費は町のほうでもっていただけないかというふうに思います。その点についてにちょっと検討をお願いしたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 3点質問ございましたけど。観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 5番、小峰陽一議員からの再質問へご回答とさせていただきます。

まず1点目の今後の計画の中に氷川小橋のトイレと神社の下の氷川小橋トイレということですが、計画に入っているのかというご質問でございます。計画では、令和2年度の改修予定ということで現在計画をしているところでございます。

次に、2点目、クリーンキーパーの就業体制の部分でございます。やめられた理由というのはちょっと私どもで理解しておりませんが、就業体制については先ほど町長からご答弁申し上げさせていただいたとおり、奥多摩総合開発の就業規則に則ってやっているとところでございます。先日、奥多摩総合開発株式会社の方とクリーンキーパーの関係でお話をさせていただくことがあったんですけども、やはり給料という部分で、1日普通作業賃金というような部分でやっているというところで、ずっと働いていても給料がなかなか上がらないというような問題点もあるということから、ここで就業規則のほうを少し見直して働いた分、給料が上がっていくような体制にしていきたいということを聞いております。そういうことで、給料が上がらないとやめてしまうという問題点はあるかとでございますけれども、頑張った分、給料が上がっていくという体制にしていきたいということで検討しているということでございますので、ご理解をいただければと思います。

次に、柳小路のトイレの部分でございます。こちらにつきましては先日、清掃されている方からお話がありまして、町のほう、クリーンキーパーのほうで清掃のほうをしていただけないかというような話も来ております。こちらにつきましては、近くに奥多摩駅前のトイレ等もあるというところでございますが、柳小路のお店のほうの方からトイレを設置していただきたいという要望がございましたので、設置した経緯がございまして、そういった中で、商店の皆様で清掃のほうをしていただきたいということでお願いをしている経緯がございまして、今後、清掃の部分で大変だというようなお話が出てきたときには、先ほど町長からご答弁させていただきましたけれども、状況を見ながらクリーンキーパーのほうで清掃ができるかどうかも含めて、また消耗品の部分も含めて検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） よろしいですか。

○5番（小峰 陽一君） どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、5番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

次に、4番、清水明議員。

〔4番 清水 明君 登壇〕

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

基金について質問させていただきたいと思います。

奥多摩町が所有する財産の中の一つに基金と呼ばれる積立金があります。一般家庭に例えると、日々の生活費とは別に将来の設計に充てるための貯蓄が概ねこの基金に当たると思います。

平成29年度決算によれば、その額は約44億円で、平成30年度の最終予算からは、さらなる増額が見込まれます。基金は、家庭の預貯金と同様に、将来への備えとして歳月をかけて蓄えてきたもので、長期的には町の財政運営を安定させることにつながるものですが、長い期間にわたる努力の結果が現在の額に反映されたものと理解しております。

かつては長期の借入れを行う一方で、将来に備え基金を積み増した時期や、長期借入れと基金の取り崩しを併用した時期もあったことと思います。長期借入れを抑制しつつ、基金を積み立てる現在と平成の時代だけ見ても財政環境は大きく変化してまいりました。改元を機に、この間の基金の推移から平成の時代を振り返り、今後に向けた基金のあり方について町長の所見を伺います。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4番、清水明議員の一般質問にお答え申し上げます。

自治体の財産は、地方自治法第237条の規定により、公有財産、物品及び債権並びに基金に区分されております。

ご質問のありました基金につきましては、近年、その残高が増加していることを問題視する声が聞こえております。

財政学が専門で総務省や地方自治体の審議会等の委員を数多く務める関西学院大学教授の小西砂千夫先生によりますと、基金は、ミクロ（個別自治体）レベルでの年度間の財源調整手段であって、マクロ（地方財政の総体）レベルでの年度間の財源調整結果に大きく影響を受けるものであって、両者を切り離して批判しても建設的ではないとの趣旨の発言をされております。

私も平成29年11月に地方三団体の代表の一人として、国の経済財政諮問会議の下部組織である国と地方のシステムワーキンググループに出席して、過疎化等に伴い、町税等、自主財源が乏しくなる中、住民からのさまざまな財政需要に応えるべく、また、平成26

年2月の大雪災害における災害復旧予算を緊急に編成した際の財政調整基金による財政出動などについて説明し、不断の努力と身を切る改革によって財源を捻出し、将来の不測の事態に備える基金を積み立てていること等、地方が保有する基金の必要性について説明を行ってまいりました。

町では平成29年度決算の基金現在高が定額運用基金等を含め、総額でおよそ44億円となっており、近年順調な積み増しを行っておりますが、現在に至るまでの道のりは決して容易なものではありませんでした。その理由として、基金は、それ単体で成立するものではなく、さまざまな要因が重なり合って結果をもたらすものであると考えているからです。

今、平成という時代を振り返る中で、三位一体の改革に伴う地財ショックを避けて通ることはできません。この改革は、国と地方の歳出比率は4対6であるのに対して、国と地方税の比率は逆に6対4で、歳出と税収のアンバランスの実態から、使途が限定される国庫補助金を廃止・削減、そのかわりに国から地方へ税源移譲をした上で地方交付税を見直すというもので、平成16年度から平成18年度までの3年間で実施をされました。実態は4兆円の補助金改革と3兆円の税源移譲という数値目標は達成されたものの、地方自治体の裁量権拡大には結びつかない補助金改革となりました。しかも、3年間で地方交付税の削減額は5兆円にも及び、地方分権よりも国の財政再建が優先されたと言っても過言ではありません。

当時、町におきましても大きな影響を受けており、平成15年度の普通交付税の交付額は11億5,500万円でありましたが、三位一体改革の1年目である平成16年度は10億5,500万円となり、額にして1億円で、率で8.6%の減少となりました。また、平成13年度から国の地方交付税特別会計の財源不足を国と地方で折半するルールが制度化され、地方は地方債を発行することにより、交付額の不足分を穴埋めし、財源を確保することとされました。

これが町においても現在まで続いている臨時財政対策債、いわゆる臨財債であります。そして、平成15年の臨財債発行額は3億4,300万円で、普通交付税と合わせると、14億9,800万円となりました。これに対して平成16年度の臨財債発行額は2億4,000万円で、普通交付税と合わせて12億9,500万円で、実際には2億300万円もの減額になっております。

さらにこの改革の最終年度である平成18年度では、普通交付税は10億3,400万円、臨財債は1億5,900万円で合計11億9,300万円に絞られ、平成15年度との比較では実に3億500万円の削減額、率にして20.4%もの削減率となり、まことに大きな影響を受けま

した。

地方譲与税に関しては3年間で増額されたものの、その額は3,200万円ほどであり、この間、町税が4,800万円の減額となったことや、それ以前からの建設事業債の発行を続けていたこと等により、地方債残高は現在の約2倍となる44億円もあり、返済金に当たる公債費が毎年6億円前後と現在の3倍近くに達していたことなどから、非常に厳しい財政状況となっております。

特に、平成18年度から地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い、導入された新しい指標である実質公債費比率について、18%以上の場合は引き続き許可制度を適用するものとされましたが、町では18.3%で許可手続が必要となり、同時に公債費負担適正化計画の策定を義務づけられました。

こういった状況にあっても住民サービスの低下を招くことなく、一定水準の行財政運営を続けるため、町では職員数について退職者があっても数年間は新規採用を見送ることや、奥多摩処理区の下水道整備事業を見込んで一般会計における建設事業債を抑制し、東京都市町村総合交付金等を含め、東京都に財政支援を求めるなど、さまざまな行政努力や身を切る改革を行ってまいりました。

基金の状況でございますが、平成元年度から平成7年度までは10億円から14億円の積立金現在高でありましたが、以降、文化会館やクリーンセンター最終処分場の建設、また、保健センター新築や病院の改築、古里小、氷川小の大規模改修及び耐震補強、もえぎの湯建設、古里小プール改築、福祉会館改築等々、多くの大型事業の執行に伴い、平成10年度から14年度ごろの現在高は5億円から6億円と非常に少額のものとなりました。

特に財政調整基金につきましては、その当時、約1億5,000万円と、現在と比較しますと10分の1程度しかなく、毎年度、当初予算編成時には、財源不足時の繰入金として取り崩しを行いましたが、底をつくような状況は数年間続いたところでございます。

先ほど申し上げたような行政努力や、近年では都営水道への一元化や西秋川衛生組合等、一部事務組合への加入等によりまして、将来にわたる財政負担の大幅な軽減を図ることができたところであり、詳細につきましては、本年第1回町議会定例会の施政方針で申し述べたとおりでございます。

このように平成の時代だけでも町を取り巻く財政環境の大きな変化がありましたが、現状におきましては40億円を超える基金現在高がございます。

この内容につきましては、これまでも何度も説明してまいりましたが、下水道整備事業に用いた起債の償還財源としての減債基金、新庁舎建設用の庁舎建設基金、また、更新や

改修時期を迎えている各施設の整備に用いる公共施設及び観光施設等整備基金や新たな目的のため設置した森林環境整備基金と防災減債基金、そして年度間の財政調整や不測の事態に対応するために必要な財政調整基金など、いずれの基金も単に保有しているのではなく、目的を持っており、今後予定されているそれぞれの目的に活用される際に、後年度に財政負担を及ぼさないよう将来を見据えて基金を保有しております。

令和という時代は始まったばかりであります。財政環境が厳しい状況はこれまでと変わらない、あるいは国や都並びに世界の経済状況等がかんがみますと、これまで以上に厳しい道のりが控えているのではないかと考えております。

私たちは、地方の行財政を担っていく立場には変わりがなく、持続可能な地域社会の実現のため、真の意味で身の丈に合った、そして堅実な行財政運営を進めてまいりたいと思っております。

繰り返して申し上げますけれども、所信表明で申し述べましたように、16年前、私が就任したときには、基金は3億円しかありませんでした。かつ18%に上る起債の償還、多いときに6億円も1年に支払わなきゃいけないという状況でございましたので、将来的にわたって行財政運営をするには、財政基盤をしっかりとしなければいけないというのを基本におきまして、まずいろんな大きな事業をやるときには、これに起債を充てる、一般的なルールとして起債を大体75%充てます。残りの25%を一般財源で賄うというのがルールでありますけれども、それでいきますと、とてもではないけれど破綻してしまうというようなことから、起債、借金はしないで東京都の財政支援をしてもらおうということとずっと財政支援をしていただいて理解をいただいております。

特に、75億円を超える10年間の下水道事業については、もちろん優位な起債も受けておりますけれども、これを償還するためには約15億円の借金の返済の原資が必要でございますので、現在まで13億円積み立てをし、今、その年間一番多いときで約3億円払っていくようになりますけれども、これを取り崩して支払いをしていくという状況でございます。そのことによりまして少子高齢化対策、あるいは町が独自の施策の推進については、一般財源、あるいは借金を返したとしても、政策を変更しないで継続して実行できるという状態になってまいりました。これも水道の一元化でお話をしましたように、もう既に8年間におきまして東京都の町に投資した額は80数億円あるという状況でございますから、町ではとてもそんな投資はできません。そういう問題。

あるいは、ごみの処理については一部事務組合に加入させてもらった約22億5,000万円の将来負担の減額等々含めて、その体制ができましたので、これを堅持しながら目的を



持った財政の基金をきちっと積み立てをして将来に向かっていきたいというふうに思っております。

特に、ほかの先ほど庁舎の問題についてご質問がありましたけれども、この庁舎の問題については非常に多額な費用がかかりますので、計画的に基金を積み上げ、それで、一般の人たちのいろんな施策がサービスの低下のないように努めていきたいというふうに思っておりますので、そのような見方で基金の内容についてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） 清水明議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（清水 明君） 平成から令和へと元号も改まり、新しい展開が期待されるスタート地点に立ちましたので、これを機会に長年にわたる町長の町政における貢献を基金という視点から質問させていただきました。ご答弁ありがとうございました。

再質問ですが、この1年を通じて少し気にかかる点がございましたので、質問させていただきます。まず、昨年9月議会一般会計補正予算において、東京都債で運用していた基金の一部3億円を市場で売却したようですが、その売却した債権は1億円が年利0.73%、1億円が年利0.46%、残り1億円が0.316%で、年間利子は合計で約150万円、それぞれの償還年数を掛けたものが満期に達した際の利子収入の総額として説明がございました。

売却前の東京都債は運用利率が確定しており、しかも1回の手続で長期間にわたる安全確実に運用できるというものでした。現在の町の財政状況と照らし合わせ、この3億円を途中で解約する、換金する緊急性や必要性があったのか、伺います。

また、2点目でございますが、同額で再び政府保証債等を購入、再び売却するという運用の仕方ようですが、残る41億円の決算ベースでございますが、残り41億円の運用についての考えをお聞かせください。

次に、3点目でございます。公金に限ったわけではございませんが、資金は一般に安全、確実、流動性といった基本的な考えのもとに管理運用するものと考えますが、運用に失敗した例を確認していればその事例の概要について伺います。

運用方針に変化が見られましたので、以上3点について再質問いたします。

○議長（師岡 伸公君） 会計管理者。

○会計管理者（加藤 芳幸君） 4番、清水議員の再質問にお答えします。

まず、昨年の東京都債の入れ替えでございますが、これにつきましては、現在取引しているのは日興証券から債券を買っておりますが、そのときに東京都債、それぞれ3本、1

億円3本ですが、それを持ち続けるより入れ替えをしたほうが有利であるという提案を受けて、こちらでも確認しましたが、利益が出るということで入れ替えをしております。

また、昨日も補正の関係でご質問があつて説明しましたけれども、基本的には議員のおっしゃるとおり、私も昨日申し上げましたけれども、確実な債券で安全性の高いものをもって利息収入を主に考えておりますが、いろいろ世界情勢ですとか、日本の財政状況で、たまたま売り買いしたほうが持っているより得だし、より堅実な債券を入手できるということで入れ替えた経緯でございまして、積極的にその売り買いをしてもうけるとか、そういう形で行ったことではありませんので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、清水明議員さんの再質問、2点目以降ということでご答弁のほうさせていただきたいと思います。

2つ目の質問の中で、今、約3億円を運用に使っているというような状況でございます。これにつきましては、基金の中の種類の減債基金というものでございます。この名前のとおり、いわゆる町が国等から借入れをして、その返済をする際にいわゆるその基金から取り崩して、いわゆる借金の返済のために使う基金というものでございますけれども、こちらにつきましては、現状先ほど来、町長からもご説明をさせていただいているところでございますけれども、12億円程度ということで積み上がっているという状況でございます。その3億円というのは、減債基金は、いわゆる借金の返済に使うものですので、計画的に毎年金額が決まって返済計画ができるというものでございますので、ある一定の年度までは全部使い切ることはないという前提のもとで、財政サイドとの打ち合わせの中で3億円程度が妥当な線ではないかということで活用をしているところでございます。こちらにつきましては、清水議員もかつて会計管理のほうをつかさどっていただいたことで、その当時のことでもありますので、ご承知のことと存じているかと思っております。

ということでございまして、残りの約41億円の部分につきましては、現状としては運用、いわゆるそういう債権を所持するとかいう方向性は今のところは考えておりません。普通預金、あるいは定期貯金というような方向で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから3点目、運用失敗の例はというようなお話でございます。減債基金の運用を始めてからもまだそれほど日がたっているわけではございません。現状においては会計管理者からも説明がありましたように、昨年9月の一般会計の補正予算、あるいは今回の6

月補正の一般会計の中で申し上げているように、いわゆる運用収益というものが出ておりまして、プラスというような状況でございます。ただ、国の状況なども見てもかなり不安定な部分はあるというのは否めないかと思いますが、その辺につきましては先ほど証券会社との連携というお話もありましたけれども、皆様からの町税を含め、そういうものを原資にしながらの基金でもございますので、よくその辺は見きわめを誤らないようにしまして、決して損しないように安全な、確実な運用を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） よろしいでしょうか。清水議員。

○4番（清水 明君） 貴重な基金ですので、ぜひ運用のほうには気を使っていただきたいと思えます。

情報ですけども、参考に、東京都会計管理局で4兆円台の運用をしております。基金の運用が平均で0.05%です、30年度の実績と29年度の実績。金額が大きいんで、利子は22億円なんですけども、東京都ですら0.05%という、全体ですけど、かたい運用をされるということで、ぜひこの辺は参考にさせていただければと思います。

今後のご活躍を期待申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、4番、清水明議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時20分から再開いたします。

午後1時56分休憩

午後2時19分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、大澤由香里議員。

〔2番 大澤由香里君 登壇〕

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

私からは2点質問させていただきます。まず最初に、木質バイオマス循環システム事業の持続・発展に向けて質問いたします。

町の面積の94%が森林の奥多摩町にとっては、町の象徴とも言える森林の環境を保全すること、そして森林資源を有効活用することは重要な課題です。

町では現在、森林所有者や森林ボランティアが搬出した木材について、材の買い取り及び地域通貨による買い取りを行うことで、奥多摩町内の森林資源の有効活用による森林整備の促進、地域経済の活性化及び森林環境の保全を図ることを目的とする木質バイオマス循環システム事業を行っています。木質バイオマスエネルギーの需要先として奥多摩温泉もえぎの湯に 2012 年 3 月から木質チップを燃料とする木質チップボイラーを導入しました。導入後は灯油消費量が低減されたことで、二酸化炭素も削減され、地域の森林資源の有効活用と地球温暖化防止に役立っていると聞いています。また、材の買い取りを地域通貨にて行うことで地域商店の経済活性化にも役立つという側面もあわせ持っています。

このもえぎの湯で使用するチップ燃料を始めとした町内の木質資源を利活用することにより、町内の貴重な資源が有効活用されるのみならず、新規雇用や新たな流通を生み出すことで経済を活性化させ、森林というフィールドを通じて町民や町を支えてくれる町外の方などが関わりを持つことで、森林・経済・人といった町のさまざまな資源が有機的につながり合い、新たな町の活力へと結びつける（これは奥多摩町木質資源循環システム構築計画書、平成 24 年 2 月に策定されたものです）ことを目指した非常にすばらしい取り組みだと思いますが、本格始動から 5 年が経過し、事業の問題点や課題等が浮き彫りになっています。関係者からも改善要望の声が聞こえてきています。今後、持続・発展していくことを願って質問させていただきます。

計画策定の聞き取り時点でも問題点として明確になっていましたが、森林所有者の多くは、間伐材等の未利用材の利用の有用性は認識・評価しているものの、自身による搬出は難しいと回答しています。その理由として、奥多摩町は急峻な地形であり、林道の整備状況も悪く、山から材を出すのは難しいといった地理的な要因とともに、所有者の高齢化や生活の変化により、山に入っていない人も多く、搬出作業を行える人がいない、後継者もいないといった人的な要因も多く挙げられています。つまり、町内から木質資源を供給する際の課題としては、個人で搬出できる技術を持つ人がいないということに尽きます。

そこで、この事業に賛同した山林所有者が森林再生や日照確保対策事業により伐採した材の搬出をシルバー人材センターや林業従事者に依頼すると、買い取り価格よりも費用がかかり、材を出せば出すほど所有者の出費が増えるということになります。多くの山林所有者が自分の収入にはつながらなくても、森林資源の有効活用を行ってほしいと考えていますが、お金を出してまではできないという方がほとんどです。

事業の目的の推進のためには、搬出にかかる費用の助成が必要だと考えます。計画当初にもその必要性が指摘されていましたが、現在、搬出については補助が出ていません。ほ

かの自治体では運び出しに補助金を出しているところもあります。森林所有者からも、なぜ奥多摩町では出ないのか、積極的に取り組む気がないのではないかという疑問が寄せられています。町のお考えをお答えください。

また、供給の主体として、町では森林ボランティアに頼っている現状があります。当初計画では、搬出実証をモデル的に行う存在としてボランティアが先導的役割を果たすことで、森林所有者の奥多摩の山からも材が出せるという意識改革へつなげ、町内での小規模搬出を行える人を増やすことを狙うとあります。しかし、森林所有者は、高齢化などで搬出作業はできないという方が多く、町内で小規模搬出を行える人を増やすという目標は実現が遠いものとなっています。頼みの綱のボランティア団体も高齢化してきており、あと何年できるかわからないと危惧しています。

せっかくのすばらしい事業もこのままでは先細りです。6年目の今、この事業の供給の主体がボランティア団体になっていることに危機感を感じ、林業の担い手の育成と雇用の場を町が考えるべきではないでしょうか。町のお考えをお伺いします。

この事業で非常に使いづらい点があります。材の買い取り時期が10月から3月となっており、4月から9月までは基本買い取りをやっていません。それまでに伐採し、運び出せないでいる木材を無駄にってしまうおそれがあると関係者は言います。また、町外から来るボランティア団体の方々は、来町する日程が限られており、買い取りの時期が狭いために日程調整が難しいと言います。ボランティアの方が活動しやすい環境を整え、また、森林資源を無駄にしないためにもぜひ通年の買い取りにしていきたいと考えます。

また、買い取り額として渡される地域通貨の使用期限が年度末の3月31日までとなっており、短い買い取り期間では非常に使いづらいものとなっています。町の事情としては、都の補助金の関係で年度末にしなければ換金できなくなるということですが、それならば買い取り時期を通年にして、もっと使いやすい制度にするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

町が発行している地域通貨はボランティアの方が使えるお店が少ないとの声があります。廃業する商店も出てきているので、新規取扱店を増やす必要があると思いますが、交渉中も含めて今現在の取り組みをお伺いいたします。

搬出方法として機材を使った簡易な方法がありますが、個人で購入するには高額で、講習を受けないと使えないものがほとんどです。そこで、町では小型クレーンつき2トントラック、林内作業車、スカイウッドシュート、ポータブルロープウインチ、土佐の森方式軽架線搬出機器一式など導入し、使用するのに必要な技能講習も無料で受けられる制度を

構築しました。現在、その機材は主にボランティアの方が使用していると伺っていますが、使用頻度は少なく、ボランティアさんもほとんど使われてなくともったいないとおっしゃっています。

せっかくの機材ですので、もっと活用されるように、林業の担い手、技術者の育成のためにも講習会の告知含め、制度の告知を広くすべきと考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。

以上、5点お伺いいたします。

次に、高齢者へのごみ袋の支給を求めて質問いたします。

金融庁の審議会が報告書で、公的年金の削減で退職後 30 年間で 2,000 万円不足することになるとして国民に自助努力を求めたことが問題になっていますが、高齢者を取り巻く現状は非常に厳しいものになっています。政府は、物価が 1%上昇しているのに、4月以降、6月支給分の年金給付を 0.1%しか増やしません。実質 0.9%の給付減です。実質的な年金給付額が目減りする中、後期高齢者医療の保険料を最大 9割軽減している特例措置も 10月に廃止し、7割軽減にしようとしています。例えば 9割軽減だった人の保険料は全国平均で年額 4,500円から 1万 3,500円にもはね上がります。社会保障の改悪が続き、高齢者の年金手取り額は減る一方です。

ある町民の方は、心待ちにしている年金から 3万円近く保険料が天引きされていて、何を節約しようかと悩みあぐねると言います。今年はさらに 10月に消費税の増税も予定され、高齢者の暮らしは破綻に陥りかねない状況です。

そんな中、町はひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加していく中で、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者を支えるための仕組みと基盤整備が必要で急がれる課題だとし、ごみ出しが困難な高齢者等への個別支援事業を始めました。最寄りのごみステーションに自らごみを排出することが困難で、ほかの協力を得ることができない高齢者等に対し、玄関先付近に専用ごみ収集ボックスを設置し、週 1回収集するというサービスです。一人ひとりの高齢者に寄り添ったすばらしい取り組みだと評価します。

しかし、先ほど申し上げましたように、高齢者の暮らしは非常に厳しくなっています。高齢者の経済的負担の軽減を図るために、ごみ袋の支給をぜひやっていただきたいと考えます。ごみは生活すれば必ず発生します。ごみ袋を購入し、ごみステーションまでごみを出すということが困難で、ごみを家にため込んで不衛生な生活を送る高齢者もいます。ごみ袋が支給され、玄関前で収集してくれれば、ごみ出しのハードルも下がります。何より

すべての住民が生活する上で必要不可欠なごみ袋の助成をすることは、若者だけでなく、高齢者にも住みやすい町とするために効果的な施策ではないかと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、大澤由香里議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、木質バイオマス循環システム事業の持続・発展に向けてについてであります。我が国の林業は、戦後の復興等に伴い、木材需要が急激に増加したものの、戦時中の乱伐の影響で木材が供給不足となり高騰が続きました。このため国は拡大造林政策により、スギやヒノキなどの針葉樹の造林を全国的に推進し、町においてもスギやヒノキの造林が行われました。

昭和39年には木材の輸入が自由化、さらには昭和50年代には通貨が変動相場制となったことから円高が進み、価格の安い外国産木材が大量に輸入されました。このことにより国産材の価格は低迷し、林業は現在に至るまで長期の不況となっております。そのため採算が見込めないスギ、ヒノキなどの人工林は手入れがされず、さらに全国的なシカの被害なども発生したため、森林は荒廃した状況となっております。

町では平成14年度から東京都の10分の10の補助率で、環境対策として間伐を行う多摩の森林再生事業を実施しております。森林環境の再生だけでなく、地域の雇用や後継者育成、地域振興を図っているところでございます。

この森林再生事業等により発生する間伐材を森林所有者や搬出ボランティアなどにより搬出していただき、その材を現金及び地域通貨により買い取りを行うことで、町の森林資源の有効活用による森林整備の促進、地域経済の活性化及び森林環境の保全を図ることを目的として木質バイオマス推進事業を実施しているところでございます。

ご質問の1点目の搬出にかかる費用の助成について及び2点目の林業の担い手の育成と雇用の場の創設についてであります。今年度から森林環境譲与税が交付され、そして2024年度、令和6年度からは森林環境税が本格的に導入されます。森林環境税につきましては、令和6年度から住民1人当たり年間1,000円を住民税に上乗せされることとなりますが、市町村においてはこの税を森林の間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければなりません。また、都道府県においては森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければなりません。

このようなことから森林環境税の導入は、森林を多く抱え、林業不振の森林荒廃など多くの課題に直面している市町村にとっては、大きな追い風になるものと期待をしております。

ご質問の間伐材の搬出、林業の担い手、雇用の場の確保につきましては、まさに森林環境税の目的にも合致しており、今まで山林を抱える市町村がそれぞれ単独で悩んでいた大きな課題である森林・林業が全国的に広域的に連携できるものと期待をしております。町としても森林を抱える近隣市町村や東京都とも大いに連携して、森林内の間伐材を搬出するための事業や搬出された間伐材を住宅用建材や木質バイオマスに利用する事業につなげていきたいと考えております。

次に、3点目の買い取り時期の通年についてでございます。森林再生事業においては間伐を行う時期を8月から2月頃までとしていることから、間伐作業が終わった時点で山林所有者の承諾をいただき、木材搬出を行っているところであります。木材の買い取り時期を10月から3月までと設定しておりますが、前年度に間伐が行われ、搬出の困難な場所に横伏せされている間伐材等については、搬出機器の貸し出し等により通年で搬出することが可能であるため、集積所の運営管理業務や木質チップ製造業務の委託先と調整を行った上で、今後は買い取り時期の拡大に向けて検討してまいります。

4点目の地域通貨取扱店の増加についてであります。登録いただいている地域通貨取扱店は、食料品店、洋品店、コンビニエンスストア、食堂、ガソリンスタンド、宿泊施設、キャンプ場や釣場などの観光施設等計33店舗になっております。登録店の中には閉店された店舗がありますので、地域通貨の利便性を高めるためには登録店を増やすことが大切でありますので、引き続き地域通貨の取り扱いに賛同していただけるよう交渉を進めてまいります。

5点目の制度のPRの強化であります。現時点におきましては、間伐材の搬出量がたとえ少量であっても、森林は国民・都民の貴重な共有財産であるという理念のもと、登録していただいた山林所有者及び搬出ボランティアについては、引き続き間伐材の搬出についてご理解とご協力をお願いするとともに、搬出機器の取り扱いや手続の方法等についても周知を行っているところでございます。

森林環境税が本格導入されますが、全国の都道府県が、また傘下の市町村が、それぞれどのような森林環境にあり、どのような課題を抱えているのか、本格的な議論と検討が進められると思いますが、町においては、先ほど申し上げましたように、東京都並びに森林を保有する近隣市町村と十分な連携を図りながら、町の課題である総合的な森林整備に向



けて努力してまいりたいと考えております。

この森林の問題については、バイオマスだけではなくて、森林環境税ができる以前でございすけれども、東京都は先進的に間伐事業、枝打ち事業をやっていただいております。それを町では基本的には地域の活性化と地域の雇用の場にしようということから積極的に推進してまいりました。その結果、現在では約4億円弱の額は10分の10の額で東京都から交付されております。

また、当初間伐や山の事業をやっていない方が事業所として起業をして、町の中の若い人で起業をし、それが現実に継続をして雇用して、一番若い人で20代の人が山林の業務に携わっているという実態もございす。そのほか森林組合、あるいは総合開発、あるいは建設業者等々含めた方々に間伐事業、あるいは枝打ち事業をやっていただいているところもございす。その中で発生した部分が間伐によって切った木をそのまま山に寝かせておく、それを腐るのを待っているということではもったいないではないかというふうなことから発想から始まったのが木質バイオマスを利用していこうということもございまして、さっき質問の中にもありましたように、もえぎの湯に東京都の助成を入れて1億円かけて木質バイオマスを、これも10分の10のモデル事業でありましたけれども、それをつくって、今稼働しているという状況もございす。

したがいまして、そのときに一つの設計として、さっきご質問がありましたような設計をしましたがけれども、その中ではまだまだ足りない部分がいっぱいあるなどというのは事実であります。そういう現実の問題を踏まえて、それをどういうふうに解決していこうかというのが今回の森林環境税ができたことによって、今年度はうちに交付される森林環境譲与税は1,000万円ですけれども、来年はこれ以上多くの森林環境譲与税が来るはずであります。そういう点で、今年度は基金に積み立てをして、来年度以降、その基金を増やす、あるいは都道府県からの譲与に期待する、また、西多摩郡の町村議会の8市町村の議員の皆様方は、森林が多い市町村に23区や26市で譲与される部分をこちらに回してほしいという決議をして、それぞれのところでやっていただきました。そういう動向を注視して見ながら、山元できれいになるためには森林所有者の協力も必要ですし、それから搬出するのに非常に人的部分がかかりますから、これにお金を出してやらないと、恐らく回っていかないというふうに思っております。そういうお金にこの森林環境譲与税を使っていけばうまく回転するのではないかなということも再設計をしながら、前向きにこの問題については検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、高齢者ごみ袋支給についてでございすが、現在、高齢者への生活関連の支援事

業としては、老人福祉電話の設置及び使用料の助成があり、低所得で地域社会との交流が乏しい高齢者に福祉電話を貸与し、設置された福祉電話の使用料の一部を助成することで経済的負担の軽減を図っております。老人福祉電話の平成 30 年度末の設置世帯数は3世帯で、年間使用料は7万3,235円を助成しているところでございます。

町独自の事業として、所得の低い高齢者の経済的な負担の軽減を図るため、高齢者在宅生活支援助成金制度も実施をしております。これは住民税非課税世帯に属する高齢者のうち、在宅で生活している方へ介護保険サービスの受給状況に応じて5,000円、7,500円、1万円を支給しております。平成30年度は519人に473万5,000円を助成しているところでございます。

このほかにも高齢者緊急通報システム、火災自動通報システム、24時間見守りシステム、悪質な電話から高齢者を守る自動録音システム、自動消火装置付きガスコンロなど、高齢者の皆さんの安全・安心の確保を目的にさまざまな高齢者福祉を展開しているところであります。

ご提案の高齢者にごみの袋の支給についてのご質問をいただきましたが、現在、子ども・子育て支援事業の1項目として、ひとり親・多子家庭ごみ処理支援事業を行っております。ごみ袋の購入費補助として1カ月500円の助成をしており、平成30年度実績は70世帯、38万7,500円の支援でございます。

また、生活保護世帯や災害などに見舞われた方、町長が特別の理由があると認めた場合は、ごみ袋購入費の免除、または減免を行えるようになっております。

ごみ袋につきましては現在有料で販売しておりますが、その目的の一つは、ごみ袋を有料化することで、各家庭で搬出するごみの量が抑制されること、また、町としてごみの減量化を図ることで、西秋川衛生組合に支払う負担金が抑制され、住民負担の軽減が図られることなど、ごみの減量化であります。

ごみ袋の無償配布につきましては、配布の規模により、ごみの増量化を招く恐れもあり、エコの推進の観点からも慎重に検討していかなければなりません。だれもが健康で住んでいてよかったと思える町づくりを推進する町として、今後、高齢者世帯のうち、生活に困窮されている世帯のごみ袋の取り扱いにつきましては、住民の高齢化率や生活実態などを踏まえて、さまざまな観点から検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。バイオマス事業については前

向きに改善を検討してくださるということで、ありがとうございます。ぜひ使いやすい制度にしていきたいと思います。

ちなみに、排出について補助を出している檜原村さんの制度を聞きました。非常に檜原村さんは1立方メートル当たり事業者さんには1万2,000円、所有者さんには3,000円の搬出補助を出しているということでした。檜原村の場合は事業者さんにも出しているということで、非常に安定した供給量があるということでしたので、奥多摩町の場合は、森林所有者とボランティアに限ってということをやっておりますので、もう少し事業者にも枠を広げてもいいのかなと思います。その辺、お答えできましたらよろしくお願いします。

ごみ袋の支給については、今後の高齢者の生活様式実態を見ながら検討するということが、町がやっている若者定住策で若者は非常に優遇されているという意見がやっぱり町民のほうからも聞こえます。高齢者の場合はいろいろ軽減もしていただいているんですが、目に見えないというのが差別されている、差別されているというふうな感じを受ける原因かもしれませんので、生活で必ず使うごみ袋、支給65歳以上、70歳以上、75歳以上、その辺は検討の余地があると思うんですが、全員に支給されると高齢者の方も奥多摩町ありがたいわというふうに思ってもらえると思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。要望です。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2番、大澤由香里議員からの再質問にお答えをさせていただきます。

搬出補助の関係で檜原村の補助の事例をいただいたところでございます。檜原村では、所有者、搬出事業者への補助ということで、今お話がありました。この事業につきましては、過去に町といたしましても独自事業といたしまして、森林再生事業等で発生する間伐材を市場等に出荷する費用に対して奨励金という形でございますが、奨励金を交付する地場産材活用対策奨励事業という事業を平成15年度から平成19年度まで実施しておりました。しかし、18年度に東京都が開始いたしました花粉症発生源対策事業、こちらにつきましては主伐事業というものがメインになりますけれども、こちらの木材の出荷が増加したというような状況から、平成15年度開始時点では申請件数が5件、出荷量が531立方メートル、事業費が1,000万円という事業費がございました。16年度には申請5件で1,395立方メートルの出荷、事業費では2,650万円という大きな事業費となっております。その後、17年度、18年度同様に、申請件数、出荷量という状況で年間2,000万円近くの事業

費が出ていた状況でございます。

しかしながら、19年度の先ほど申し上げました花粉症発生源対策事業の主伐事業が開始されたことから、この制度につきましては申請件数が皆無という0件となったということで、事業を廃止した経緯がございます。その後、現在に至っているという状況でございます。

先ほど町長からもお話がありましたとおり、森林環境譲与税の活用について町単独での実施というのはなかなか難しい問題があるというところ、また、森林環境譲与税につきましては、所有者不明の森林だとか、境界不明の森林の部分についても活用を検討するようということで東京都からもお話がございますので、他の市町村、近隣市町村との連携を図りながら事業の部分についてこれから詳細を詰めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 2番、大澤議員の再質問にお答えします。

要望ということでありましたけれど、福祉保健課のほうとしましては、まず在宅に暮らしている高齢者、65歳の6月1日現在の数が2,117名となっております。このため、先ほど町長からの答弁でもありましたとおり、ごみ袋の無償配布につきましては配布の規模によりごみの増量化も招く恐れがあるということで、エコの観点からも慎重に検討していかなければならないと思っております。高齢者でも所得のある人、ない人もいますので、その点も福祉保健課のほうでいろいろ情報を集めまして、この辺も調整して慎重に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 大澤議員、よろしいでしょうか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） ありがとうございます。先ほど町長から森林環境譲与税の話も出ましたが、奥多摩に入るのは非常に微々たるものですが、この使い道として人材育成、担い手の確保といったことも挙げられておりますので、ぜひ森林にかかわる若者定住にもかかわって来ると思っておりますので、そういう人を雇う、地域おこし協力隊のような森林守り隊みたいなものを町が受け皿を用意してもいいのかなと思っておりますが、そういうところもぜひ検討していただきたいと思っております。済みません、言い忘れたので申し上げます。

以上です。終わります。ありがとうございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、2番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問はすべて終了しました。

次に、日程第3 陳情第4号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書を議題とします。

本件については、去る6月11日、経済厚生常任委員会に審査が付託され、同日審査が終了しております。

本日、お手元にその結果が報告されております。

審査の経過及び結果について、経済厚生常任委員長、原島幸次議員よりご報告願います。  
原島幸次議員。

〔9番 原島 幸次君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

それでは、経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、6月11日に開会の第2回定例会第1日に審査が付託された陳情第4号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書について、6月11日に委員全員と観光産業課長の出席のもと審査を行いました。

陳情第4号については、まず担当課長から提出者である日本熊森協会の概要などを、また、現在、町でのクマの捕獲に対する考え方などを聞きました。

この協会の名前にある「くまもり」とは、クマと森を守るという団体の活動目的から名づけられたものであること。また、主張としては、放置された人工林のスギやヒノキを全部伐採し、天然林を増やすことで、野生動物のえさ場を山奥に復元することができ、人と野生動物の棲み分けを行うことにより、狩猟や有害駆除でクマを捕獲することはなくなると主張しているとのこと。また、町のクマの捕獲に対する基本的な考え方としては、野生動物と共存するよう努力しているが、町の住民や町を訪れる多くの観光客が、生息する野生動物に危害を加えられたり、住民の生活を脅かすことがあれば、断固として対策をとっていく考えであるとのこと。

議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の常任委員会の状況として、1市と2町村で不採択、1市では今後審議予定、ほか3市町村では、常任委員会での審議をされていないという報告を受けた後、審査に入りました。

各委員に意見を求めたところ、町での森林環境譲与税の使い方は現在計画之中である中、この陳情ではクマを守ることしか考えていないため不採択。森林整備は必要であるが、すべてを天然林にすることは非現実的であるため、この陳情は不採択。現在、奥多摩町では

東京都の事業で間伐を行っているので、不必要であるため不採択。森林環境譲与税の使途は決まっているし、有効活用してほしい。皆伐をすると災害が起こりやすい。奥多摩町には合っていないため不採択。住んでいる住民のことは考えられていないため、奥多摩町には合っていない。そもそもこの税は当初、森林交付税として林業のために創設を求めた税である。クマのためだけに使われるとすると、この要望は受け入れられないため不採択。間伐事業など森林整備の次の担い手の育成も必要である、などの意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第4号については不採択とすべきものと決定しました。

以上で、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。

初めに、陳情第4号の経済厚生常任委員長報告について、所管外で質疑があればお願いいたします。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情に対する経済厚生常任委員会の不採択とする決定に、賛成の立場から、質問ではありませんが、意見を述べます。ご答弁は必要ありません。

本陳情は、放置人工林を皆伐して天然林化することを求めています。皆伐された土地が天然林として再生するには100年はかかると言われています。その間の山の保水力は低下し、土砂の流出、山林地の崩壊の危険性が高まります。特に、近年の豪雨など、気候変動による影響はその被害を一層大きくするのではないかと危惧されます。

天然林を否定するものではありませんし、指摘されている山地などが本来天然林であるべきということも理解しますが、皆伐は余りにも乱暴だと判断し、本陳情には反対です。

よって、経済厚生常任委員会の不採択とする決定に賛成といたします。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第4号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第4号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 陳情第4号について、経済厚生常任委員長の報告は不採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、陳情第4号については、本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、日程第4 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出がありましたので、お手元に配付の特定事件継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本件についてはそれぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第5 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本件については議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 令和元年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

6月11日に始まりました本定例会におきましては、町長提出案件として12件、専決処分を始めとする一般会計補正予算までご審議を賜りました。特に、専決処分につきまして

は、国の日切れ法案の問題等、また、将来の財政の運営を含めて都市町村総合交付金を始めとするいろいろな交付税が決定をいたしましたので、それにつきまして専決処分をさせていただきます。

また、契約案件、あるいはそれ以外の案件につきましてもご同意をいただき、大変ありがとうございます。また、一般会計でございますけれども、まだ年度が始まったばかりでございますけれども、これから先、事務執行していく上において支障がある最低限の補正予算を提案させていただきました。議員の皆様方には慎重な審議をいただき、全議員の皆様のご同意をいただき、大変ありがとうございました。

また、第2日である今日は、9名の皆様から12件の一般質問をいただきました。それぞれ議員活動、あるいは地域活動を通じて示唆に富んだご質問をいただき、私から答弁をさせていただきます。

そういう中であって、これは非常にいろんな意味で私自身も皆様方のご質問に真摯に答弁させていただきましたけれども、ある意味では非常に地域のことを解かっている質問等を含めて大変参考になり、今後の町政に生かしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

いよいよこれから台風の時期、災害の時期に入ってまいります。そういう意味では、1つだけ、これは共通することでございますけれども、議員の皆さんを含め、住民の皆様方をお願いしたい部分は、この何年か私は口うるさく言っていることが一つございます。それは自助・共助・公助であります。

また、もう一つは権利と義務の関係でございます。子育て項目の15項目については、権利を主張する以上は義務をちゃんと果たしてほしいと。義務を果たさないと権利を主張する部分については、町はそれを支給しないということで、申請制度にしているということを何回も申し上げております。これは非常に重要なことでありまして、それがなくなると、地域のコミュニティ、あるいはそれぞれの市町村の公共団体が崩壊してしまいます。言いたいことを言い、やってもらえばいいんだという話になってしまいます。そういう点では、奥多摩町の場合には、ほぼ100%の人たちがコミュニティに参加をしてもらい、お互いに絆を強くし、隣近所との部分が非常に強いという点でありがたいなというふうに思っておるところでございます。

そういう点ではもう一つ、今後やらなきゃいけない大きな問題としては、お金を出してお金だけでやるという問題ではなくて、命の問題をどうしていくかということでございます。災害のイエローゾーン、あるいはレッドゾーンの説明会を開かせていただき、大勢の



人に参加をいただき、ご質問もいただきました。そのときに公助で住民皆さんの命を全部守ることは今の段階ではなかなか難しい、そういう意味では、自分自身の命を自分で守るという自助、あるいは共助についてぜひご協力を賜り、ご理解を賜りたいというお話をし  
てまいりました。これは、ある意味ではハード事業、これから何十年もかけてやらないと完全に安全だという町にはならないことはもう事実であります。そういう点で、まず自分の命を守っていただきたい。そういう意味の気持ちを持たないと、いざ災害があったときには何もしてくれなかった、町は何もしてくれなかった、隣近所は何もしてくれなかったという話になるのではないかなというふうに思います。

命を落としてからでは間に合いませんので、自分の命は自分で守るということをまず第一に考えていただきたいし、議員の皆様方もいろんな地域で、いろんな人との対話、あるいは会議等を行うと思いますけれども、そういう機運を醸成してほしいな、そういう町になってほしいというふうに思っております。そうしないと、お金はない、いろんなことをするのに、みんなの力を合わせないと、この町は地域が活性化をし、地域が継続していけないというのは事実でございますから、ぜひそういう協力を賜りまして、今言っているのは自分の命は自分で守る、あるいは自分と隣近所が仲よくしながら、レッドゾーンの部分がやったときには、そのときには一番先にどこへ行ったら安全であるかという話し合いをしてほしいということを口を酸っぱくお願いをしているところでございます。

ぜひそういう意味では、公助については一定の予算をかけて大勢の人たちが何日もそこに避難するということについては、町自身がしっかりとやっていきたいと思っておりますけれども、自助・共助の部分については、なかなかそこまで町自身が実際に現場に行きやることは今の段階では不可能であります。

したがって、住民、議員の皆さん、町が一体となって自助・共助・公助の精神を広めていただき、それはひいては災害だけではなくて、町の地域の活性化、あるいは町の進展のためにできるのではないかなというふうに思っているところでございます。

長時間にわたりましていろんなご審議を賜り、また、いろんなご意見、あるいはご指導を賜って無事に議会が終了できましたことに対しまして感謝と御礼を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

○議長（師岡 伸公君） 町長の挨拶は終わりました。

以上をもちまして令和元年第2回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後3時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員